

令和八年三月五日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	涉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
小松	正和	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	木学	委員
伊藤	香織	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
石塚	慶	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰榮	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
矢吹	栄修	委員
小松	伸也	委員
小吉	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君
企業管理者	松澤	勝志	君

病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	小中章雄君
みらい企画創造部長	會田淳士君
防災くらし安心部長	庄司雅人君
環境エネルギー部長	沖本佳祐君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子君
健康福祉部長	酒井雅彦君
産業労働部長	奥山敦君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美君
農林水産部長	高橋和博君
県土整備部長	永尾慎一郎君
会計管理者	柴崎渉君
財政課長	安孫子幸一君
教育長	須貝英彦君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	柴田優君
人事委員会事務局長	工藤明子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

○梅津副委員長 委員長所用のため私が委員長の職務を行います。

午前 十時 零分 開会

○梅津副委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

佐藤文一委員。

○佐藤（文）委員 自民党の佐藤文一です。質問の機会をいただきました皆様に感謝を申し上げ、質問項目多々ございますので、早速ですが質問に入らせていただきます。

初めに、「山形県版クマ被害対策パッケージ」、市町村と連携した中間支援組織の設置の検討について質問をいたします。

昨年、全国各地で熊の出没件数が増加し、農林業の被害や住民の安全確保に深刻な影響を及ぼしました。本県でも、昨年の目撃件数は約三千件に上り、人身被害の発生件数も十三件となるなど、統計開始以来で最多となりました。

また、目撃しても通報しないという事案もある中、目撃された熊が他地域で目撃された熊と同様の熊の可能性もあり、実際の生息頭数は今も不明と言われているようです。今年に入り、現在、雪解けが始まり、住民からは熊出沒の心配、また、地域によっては目撃情報も出始めており、早急な対応が求められているところです。

そのような中、このたび「山形県版クマ被害対策パッケージ」の取組として、約四億三千万円の予算が計上されました。パッケージ全体に関しては、さきの代表質問にて柴田正人議員が議論を行い、全体像については評価をいたすところでございます。

私のほうからは、中でも中間支援組織の設置に関して、少し深掘りして質問をさせていただければと思います。

昨年二月一日に新庄市の中心市街地に熊が出没したこともあり、二月定例会の一般質問にて鳥獣被害対策の推進について質問をいたしました。当時は、熊の出没件数が、正直ここまで増加するとは考えが及ばなかった状況ではありましたが、答弁の内容としては、県、市町村、関係団体が連携し、早急に持続可能な捕獲・防除体制を整える必要があり、行政と地域住民の間に立ち、猟友会や山形大学等と協力して出沒対応や被害防止の指導を行う中間支援組織の設立を検討していくとの答弁をいただきました。

その後、降雪までの間、熊の目撃情報、人身被害も圧倒的に増えている状況を踏まえ、これまで自民党会派の方々はじめ、代表質問、一般質問等にて、対策について様々な角度から議論を行ってまいりました。

とりわけ、昨年十二月定例会では、相田光照議員より、広島県の一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構という組織を例に挙げ、総合的な熊対策として、各市町村と連携し、県が中心となる中間支援組織の設置を求める旨の発言もありました。

一方、県としても、政府発表の「クマ被害対策パッケージ」の策定を受け、県独自のパッケージを策定し、河川沿いのやぶの刈り払い、見回りの強化、猟友会・市町村職員・警察職員の装備品強化など、人身被害の防止に向け、緊急性の高い施策については補正予算を専決処分するなど、「山形県クマ被害防止緊急対策」として即時実施されたところであります。

同時に、市町村だけでは鳥獣対策の継続が難しくなるため、令和九年四月の開始に向け、中間支援組織の設置の具体化を協議し、広域的な支援体制づくりを進めており、このたび、その体制を整備するため、市町村と連携した中間支援組織の設置への検討に対し、約一千八百五十万円が計上されております。

そこで、まずは県として今現在考えている中間支援組織の概要と令和八年度における事業内容の詳細について、環境エネルギー部長に伺います。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 中間支援組織の概要と令和八年度における事業内容の詳細についてお答えいたします。

本県においては、近年、イノシシの生息域拡大による農作物や生態系への被害が拡大しているとともに、昨年のような熊の大量出没による人身被害や生活への影響も深刻さを増しており、獣類を中心に鳥獣被害対策が喫緊の課題となっております。

現在、鳥獣被害対策については、市町村が柵の設置や緩衝帯整備、計画的な捕獲等のための被害防止計画を策定し、地域の住民が補助金等を活用し、市町村の指導を受けつつ、現地で柵の設置等を行い、また、各市町村が猟友会と連携して鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲等を行っているところです。

一方、行政のマンパワーやノウハウの不足、猟友会員の高齢化などにより、単独の市町村では対応が難しくなる場合が出てくることも想定されます。それぞれの市町村で鳥獣対策を担う人材を確保することは、人材が限られていることや効率が悪いことから、市町村を越えた広域で対策に当たる持続可能な体制を構築することが必要であると考えております。

そこで、県では、昨年五月、県内全市町村とともに県猟友会の協力も得ながら山形県鳥獣被害防止協議会を設置し、市町村と地域住民それぞれの活動を支援する中間支援組織を新たに設置することを目指し、市町村と協議を進めているところです。

中間支援組織の具体的な業務については、現在、市町村と協議を行っているところですが、専門人材として支援員を置き、平時においては農作物被害や生活環境被害の防止対策を中心に、市町村に対しては被害防止計画等の策定に係る助言や研修会等を行うとともに、地域住民に対しては正しい柵の設置方法や効果的なやぶの刈り払いに係る現場指導、勉強会の開催等を行うことを想定しております。

また、主に熊やイノシシ等の出没時の対応については、銃やわなでの捕獲については各市町村で行っているものの、麻酔銃による捕獲は撃ち手が限られており、広域での確保・運用が必要となっていることから、中間支援組織としてはまずは麻酔銃の使用が可能となるよう体制を整えることを想定しております。

令和八年度は、令和九年四月の設立に向けて、引き続き市町村と協議を重ね結論を得るとともに、定款や各種規程の制定、本部を含めた事務所の整備、適切なガバナンスを確保できる体制の検討、職員のリクルートや研修等を行う予定であり、所要の予算を計上し、検討を加速してまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

中間支援組織の必要性、方向性は納得いたしました。

現在、現場で最も求められているのが、この中間支援組織が実際にどこまで現場に入ってきてくれるのか、また、市町村、関係団体の負担がどれだけ軽減されるかというのが、実働性の部分で皆さん気にしているところかと思っております。

市町村職員や関係団体の皆様は、出没対応、先ほどもありましたけれども、電気柵の設置、果樹の伐採、住民対応など、多岐にわたる業務を限られた人数で担っておって、昨年においては限界に近い状況が続いたと聞いております。

そうした現場の負担を軽減するためには、単なる助言、研修、調整などではなくて、専門人材が直接現場に入って作業を伴う支援を行う体制が不可欠だと私自身は思っております。

例えば、先ほど申し上げました広島県では、電気柵の設置の支援も含めて不要果樹の伐採、出没現場の即応など、専門スタッフが実際に地域に入って作業を伴う支援を行うことで市町村の負担軽減に大きく寄与しているという話を聞いております。

出没現場への即応をはじめ、山形県のパッケージでは様々な事業が準備されておりますが、専門人材が直接現場に入る体制をどう整えるかが非常に重要であると思うのですけれども、県として中間支援組織が担う現場支援の範囲をどのレベルまで想定しているのか、具体的な説明をお願いできればと思います。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 中間支援組織が現場にどの程度入っていくのかということについてお答え申し上げます。

例えばになりますけれども、先ほど委員から電気柵の設置の話がございました。こちらにつきましては、「クマ被害対策パッケージ」において、県としては電気柵等の設置への補助を盛り込んでいるところですが、まずこちらにつきましては、県が補助金を出していくというところは引き続き行っていくものと考えております。

その上で、中間支援組織につきましては、広島県の事例を御指摘いただきましたけれども、それと同様に現地にその中間支援組織の専門のスタッフが出向いていきまして、例えばその電気柵の適切な設置の方法ですとか、その指導を実際に現場に行ってやっていただくことですとか、電気柵を設置した後の破損箇所の確認みたいな話、そういったことも現地に入ってやっていくということを想定しておりますので、現場に寄り添った形で中間支援組織が機能していくように検討を進めてまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

現場に寄り添った実働的な支援体制の構築がやっぱり必要だと思うのですよ。現場に行って様々見て、連携を取りながらやるというのが非常に大事だと思いますので、今後も県のほうでは現場の切実な声を真摯に受け止めていただいて、実効性ある対策を一日も早く示していただけるようお願い申し上げます。

次に、中間支援組織の設置における専門人材の確保について質問いたします。

先ほどの答弁の中でも専門人材の確保という話がございました。鳥獣被害対策は他県としても喫緊の課題であって、高度な知見を有する人材の確保については全国的にも需要が高まり続けており、自治体間の競合は避けられない状況でございます。

環境省の調査では、専門的知見を有する職員を配置している都道府県は三十五道府県と約七四%にとどまり、一県当たりの平均人数も四・二人と決して多くはありません。また、農林水産省においても、捕獲人材や専門職員の不足を課題として明確に位置づけており、全国的に育成・確保が急務とされております。

このように、全国的に専門家が不足している以上、外部から連れてくるには限界があり、専門家を育成するにもかなりの時間を要するのではないかと考えております。

そこで、専門人材の確保について、県としてはどのような見通しを持っているのか、また、あらゆる業界で人手不足と言われている中、実行力のある組織とするための人材確保・育成に向けた県の考え方について、環境エネルギー部長に伺います。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 中間支援組織の設置における専門人材の確保についてお答えいたします。

熊やイノシシをはじめとする野生鳥獣の分布拡大と個体数の増加を踏まえ、現場で鳥獣対策を指導することができる人材への需要が高まっている一方で、こうした人材は数が多くないのが実情です。そのため、限られた人材を市町村をまたぐ広域で確保・共有し、各地域に配置する中間支援組織の検討を進めてまいりました。

中間支援組織においては、農業被害対策としての柵の設置や、出没防止対策としての集落点検等の地域住民との関わりが多い業務を担うため、鳥獣対策の専門的知識に加え、コミュニケーション能力が非常に重要となります。

先行する広島県の事例においても、コミュニケーション能力を重視して人材を求め、地域おこし協力隊の経験者、Uターンされた方、中間支援組織に軸足を置きつつ農業にも携わる方、大学で野生動物の管理を学んだ方など、多様なバックグラウンドを持つ方を採用し、採用後の組織的な研修・育成を経て現場で活躍されていると承知しております。

本県においても、広島県の事例を参考に、鳥獣被害対策に取り組んだ経験を有する地域おこし協力隊の任期修了者や本県への移住者、大学で野生動物の管理を学んだ方などを中心に人材を掘り起こしてまいります。

さらに、中間支援組織そのものを専門性が育つ場としていくことも必要であるため、現場での実務経験の蓄積に加え、組織としても鳥獣対策に係る知識を常に最新のものにアップデートできるよう、県内外の専門家とのネットワークを構築するなど、人材の定着と成長を促す環境を整備する考えです。

令和八年度は、組織設置に先立ち、令和九年一月から組織の内定者を県の会計年度任用職員として雇用し、被害防止技術、関連法令、国・県・市町村の各種支援制度などについて研修を実施する予定です。実地訓練と座学を組み合わせ、また、市町村や猟友会等の関係者との連携・役割分担を確認し、地域ごとの鳥獣被害の実態を学ぶことで、令和九年四月の業務開始時から円滑に機能を発揮できるよう準備を進めてまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

様々な考えがあるということが分かって、少し安心した次第であります。

実際に自治体だけでは対応できる段階を既に超えておりまして、やっぱり県全体としての今みたいな戦略的な組織体制を考えていかなきゃならない中で、今あった地域おこし協力隊とか、コミュニケーションを大事にしていくというのが非常に大切なことだと思います。

やっぱり最初は関係者といってもそう詳しくはないと思いますので、県内で新たな人材を育てて知見を広げて地域に根差した持続可能な組織を築いていただければと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、人材の確保・育成の必要については、パッケージ内にあるガバメントハンターにおいても同様であると思っております。このたび、新規事業として市町村における捕獲実務者、いわゆるガバメントハンターの配置への支援に関し、こちらも約一千三百四十万円の予算が計上されております。

捕獲の現場を担う猟友会では、高齢化が進んでおることに加えて、業務の危険性や負担の大きさに対し、報酬や支援が十分とは言えず、新たな担い手が育ちにくいという構造的な問題もあるのではないのでしょうか。

その結果、出没情報が相次ぐ時期には、限られた人数で広範囲をカバーせざるを得ず、対応の遅れや安全確保の面で大きなリスクを抱えております。こうした状況に対応するため、今後、ガバメントハンターの存在は不可欠であり、住民の安心安全を守るためには、ガバメントハンターの人材確保と育成も強化し、持続可能な捕獲体制を構築することも急務でございます。

そこでお伺ひしますが、ガバメントハンターの人材確保・育成に向けた県の考え方について、また、県が検討している中間支援組織の実行性を高めるためには、やっぱり市町村単位ではなく広域で活躍できるハンターの配置が効果的であると考えます。環境エネルギー部長の見解を伺わせていただきます。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 ガバメントハンターについてお答えいたします。

いわゆるガバメントハンターは、公務員として任用された狩猟免許を持つ者を指し、わなの設置や指導、猟友会との調整等の鳥獣行政に従事するほか、熊等の市街地出没時における捕獲者としての役割が期待されているところです。

県内の市町村で来年度配置を検討している事例としては、市街地出没時の銃による捕獲も想定している事例や、銃による捕獲はせず、出没した現場の調査やわなの設置の指導等を行うことを想定している事例などがあります。

特に、市街地での捕獲の期待に応えるためには、射撃技術の向上のほか、警察や猟友会との役割分担・連携確認等の訓練が不可欠になります。県としては、環境省の交付金メニューも活用し、市町村が配置するガバメントハンターの人件費や研修経費への支援を行い、即応性の高い体制づくりを後押ししてまいります。

また、本県における捕獲については、先ほども御説明いたしました。現在は主に猟友会員が市町村の非常勤特別職である鳥獣被害対策実施隊等として捕獲の中核を担っていただいております。令和七年度は速報値で過去最高の一千四百頭に迫る熊を捕獲できている状況です。

一方で、市街地での出没が多発する中で、需要が高まっている麻醉銃の取扱者については、県として麻醉銃の取得や訓練の支援を行い、県内で一名から三名体制に充実させたものの、引き続き、取扱者の確保や地域偏在の解消が喫緊の課題となっております。

そのため、中間支援組織の職員が麻醉銃を取り扱う体制を整備し、広域的な連携・派遣の仕組みを構築することで、緊急時に機動的に対応できるようにしていく考えです。

さらに、銃による捕獲についても、今後、担い手不足がさらに進む地域では、地域内の人材のみでは対応が難しくなることも想定されます。そうした状況に備え、中間支援組織の職員が銃での捕獲を行うことも、今後、検討していく必要があると認識しております。

銃による捕獲については、高度な射撃技術に加え、緊急銃猟等の権限を有する市町村との関係の整理や、責任の所在、指揮命令系統、リスク評価、保険・補償の在り方などの高度なガバナンス上の論点を丁寧に整理する必要があるため、市町村や猟友会等とも連携して十分に検討してまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

今もありましたとおり、現場の負担が非常に大きい部分になっております。その中で市町村でも担い手確保のためにいろいろな施策をしていたところなんですけれども、やっぱり広域的にやるということで様々な利点が出てくると思っております。

先日、ハンターに対しての相田日出夫議員の質問の中の弾の支援という話もございました。そういう支援も大切なんですけれども、やはり今、高齢化、担い手不足が一番深刻になっていることが避けられなくて、従来の体制だけでは対応が難しくなっているのが明らかでございます。

安全確保の仕組みとか活動の社会的評価など、根本的な改善をしていかなきゃならない部分もございまして、今

後、広域で支えていただく体制づくりと合わせて、こうした構造的な部分に関しても丁寧に向き合って、現場が安心して活動できる環境整備を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、中間支援組織の設置における拠点の考え方について伺います。

先ほど、中間支援組織の概要について、平時においては地域住民や市町村に対しての被害防止の現場の指導や研修会を行うことのほか、緊急時には麻酔銃による捕獲の対応も行うということがありました。

さらには、今後、銃による捕獲も検討していくとの答弁もいただいたところですが、現時点では、いざ熊が出没した際、即応できる体制が地域によって整備状況に差があり過ぎて、現場の判断に大きく依存している部分があるのが実情でございます。

特に、市町村と関係機関との連携が十分に機能していない場合、情報伝達の遅れや対応方針の不一致が生じ、被害拡大につながるおそれがございます。

こうしたことを踏まえると、平時から市町村と連携を密にし、出没情報や地域特性を共有しながら、各地域の実情に即した鳥獣被害対策を行うことが必要だと思っております。

そのためには、現場に近いことが不可欠なわけですが、行政と地域住民の双方に対して機動的に対応できる仕組みを構築できるかどうか今後の被害抑止の成否を左右するのではないかと考えております。

緊急の案件が生じた際に、専門職員が駆けつけるまで時間がかかり、それが原因となって人身被害を生じたなどということになれば、組織の実行性に大きな疑問を生じることにつながりかねません。

先行事例、先ほど来言っています広島県の例を挙げますと、本部のほかにも広島県内に十市町に拠点を設置しており、各拠点それぞれに専門職員を駐在させているということでございます。

そこで、本県における中間支援組織の拠点についてどのように考えているのか、本部設置の具体的な場所の想定も含めまして、環境エネルギー部長に伺います。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 拠点の設置の考え方についてお答えいたします。

県内では、熊のみならず、イノシシやニホンザル、近年はニホンジカも分布域を広げており、全県的に鳥獣被害が発生している状況にあります。

そのような中、中間支援組織においては、日常的に現場や市町村を訪問することを想定していることから、県内四地域に拠点を設け、各拠点に支援員を配置し、県内をカバーする体制を整えることを検討しております。

また、働きやすさと人材の定着を確保する観点から、一人だけの職場とならない配置や相互にバックアップできる勤務体制とするため、各拠点には複数名を配置し、一人が複数の市町村を担当する体制を軸に議論を行っているところです。

本部につきましては、各地域における野生鳥獣の出没や被害等の情報収集、情報分析による対策の検討、市街地出没時の対応訓練の計画の策定等、企画・調整業務のほか、拠点間の機動的な応援体制を随時コーディネートするなど、組織の円滑な業務運営に向けたマネジメントを行ってまいります。

本部の所在地については、県庁との連携や全県的な調整機能、交通アクセスを勘案し検討してまいります。

令和九年四月の設立に向け、令和八年度上半期を目前に、拠点数や人員体制、支援員の配置、負担金額の具体案を取りまとめ、市町村と丁寧な協議を経て、合意に至りたいと考えております。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ただいまの答弁にて、地域ごと四か所の拠点に設置する方向で検討しているということが示された点においては、非常に前向きな姿勢として高く評価するところでございます。

熊出没が広域化する中で、地域密着の支援体制を構築することは市町村の不安を和らげる上でも重要と考えております。

一方で、拠点の具体的な場所や専門職員の配置体制については、今後の重要な課題となっていることと見込まれます。地域によって地理的条件や出没状況が大きく異なっているため、四拠点がどのように機能するのか、今後、市町村と連携しながら早期に示していただければ助かると思っておりますので、何とぞよろしくお願いします。

今回の質問で、「山形県版クマ被害対策パッケージ」の中にある「市町村と連携した『中間支援組織』設置の検討」についてを中心に議論をさせていただきました。昨年、熊による被害は過去最多となって、県民の不安はかつてないほど高まっている状況でございます。

県が対策パッケージを示し、緊急対策を進めているという点は評価するものの、中間支援組織が真に機能するためには、人材の確保と育成、地域に近い拠点整備、市町村との連携体制の明確化を早急に具体化していく必要があると考えております。

県民の安全安心を守るため、今回示された方向性を確実に、そしてよりよい方向に形にしていくことを期待いたし

まして次の質問に入りたいと思います。

沖本環境エネルギー部長、ありがとうございました。

次に、無形民俗文化財の保護・継承について質問をさせていただきます。

山形県内には、地域の歴史的背景や生活文化を反映した多様な無形民俗文化財が存在しております。しかしながら、担い手の高齢化や人口の減少、地域コミュニティの弱体化等により、多くの文化財が継承の危機に直面しているのが現状でございます。これらの無形民俗文化財は、地域の文化的アイデンティティを形成する重要な資源であり、県としてもその保護・継承を図ることは喫緊の課題と考えます。

現状の振興施策は、保存団体の自主的努力に依存する側面が大きく、持続可能な継承体制の構築には必ずしも十分とは言えず、特に若年層の参加機会の不足、観光振興や学校教育との連携不足など、社会環境の変化に対応し切れていない点が課題として指摘されております。

また、山形県では、有形文化財に対する補助制度が整備されている一方で、無形民俗文化財の継承に不可欠な太鼓・衣装・山車など道具への補助制度が乏しく、そのため、道具が老朽化しても即時の支援が受けられず、高額な費用を自費で負担するため、活動の縮小や後継者育成の停滞を招いているというのも原因の一つとなっております。

無形民俗文化財の継承は「技」と「道具」の両輪で成り立つにもかかわらず、道具への支援が乏しい現状は地域文化の持続性を脅かす重大な課題であり、支援のさらなる拡充が急務であると考えます。

また、道具の修繕に対する支援のみならず、無形民俗文化財の継承においても担い手不足が深刻化しており、一刻も早く対応する必要があると考えます。

そこで、無形民俗文化財の保護・継承に対し県はどのように考えているのか、道具に対する支援の拡充の検討も含め、観光文化スポーツ部長に伺います。

○梅津副委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 無形民俗文化財の保護・継承についてお答えいたします。

祭りや民俗芸能に代表される無形民俗文化財は、代々歴史と伝統に誇りを持った担い手により大切に受け継がれた、人と人とを結びつけるよりどころとなるかけがえのない財産であります。

一方、急激な少子高齢化などに起因する担い手不足や活動・維持費の減少、さらにはコロナ禍によって発表の機会が喪失したままとなるなど、様々な要因が重なり活動の縮小が多くの地域で見受けられ、無形民俗文化財の保護・継承は喫緊の課題であると認識しております。

このような課題に対し、県では、政府の補助金も活用しながら民俗芸能団体の発表機会の確保のため、県内での民俗芸能フェスティバル開催への支援や、県内各地で活動している民俗芸能団体の交流・連携を促進する山形県民俗芸能懇話会を開催し、課題の共有と解決策の検討を行うなど、活動の維持・拡大に向けた動きを後押ししてきたところです。

また、担い手不足の解消に向けて、今年度新たに、民俗芸能に興味を持ち関わりを持ちたいと希望する方と、担い手不足に悩む民俗芸能団体とのマッチング事業を実施したところであります。

具体的には、米沢市の「梓山獅子踊」を舞台にモデル事業を実施したところ、県内外から男女各一名の応募があり、実際に練習や行事に参加していただいたところです。応募した参加者からは、「来年もぜひ参加したい。他の役割も手伝いたい」と、来年度以降の参加に前向きな声が寄せられました。

また、実施団体からは、「担い手の確保につながったことに加え、参加者に活動の歴史・成り立ちを説明することで、改めて自分達の理解・認識も深まった」との声があるなど、一定の成果が得られたところであり、来年度は対象団体の数を拡充して実施してまいりたいと考えております。

さらに、道具類の修繕も含めた活動・維持資金不足に対しては、企業メセナの活用に向けて、県・市町村が企業との橋渡しの窓口となって支援を行うほか、県の「未来に伝える山形の宝」登録制度を活用して、地域が一体となり、文化財の保護・継承に取り組む活動も行われております。

県としましては、無形民俗文化財に対する地域の熱い思いをしっかりと受け止め、それぞれの無形民俗文化財が抱えている様々な課題や地域での悩みなどを地元自治体とともに関係者から丁寧にお聴きし、適時適切な支援の在り方について検討を進め、無形民俗文化財が次世代に確実に継承され、地域の活力となり続けるよう取り組んでまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

今、マッチング事業ということで、米沢の獅子踊りの紹介されて、来年拡大していきたいという旨の話があったんですけども、どういう形で拡大していくのか、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

○梅津副委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 今年度実施いたしましたマッチング事業につきまして、来年度については、現在、市町村から原則一団体を上限に推薦を受けまして、それで各地域一から二団体を決定したいと考えております。

現在その取りまとめを行っているところで、三月の後半には集約いたしまして団体を決定する予定となっております。現在、候補としては、今年度実施いたしました梓山獅子踊も含め、今のところ五団体が候補として上がっておりますが、今現在、取りまとめという状況でございます。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤(文)委員 こういうものが若い子たちには響くと思うんです。山形にきたことない子たちというののもかなり多いと思いますので、こういうものでいろいろなつながりを持っていただいて、伝承文化というものを継続していければと思っておりますので、よろしく願います。

担い手不足、道具も含めてですけれども、このたびの答弁で一応、県の皆様と共有していることが分かったところです。今回の答弁の内容を契機として、やっぱり道具も必要ですので、技と道具の両面から継承を支える体制づくりが着実に進むことを期待するとともに、県では引き続き現場の声をこれも丁寧にも聞いていただき、いろんな実効性のある施策を強く進めていただければと思いますので、今後もよろしく願います。

黒田部長、ありがとうございました。

続きまして、新庄志誠館高校の新校舎整備に向けた検討状況について質問させていただきます。

いよいよ本年四月、新庄北高等学校と新庄南高等学校が統合し、新庄志誠館高等学校が開校することになりました。

昭和二十七年、高等学校改組により山形県立新庄高等学校は新庄北高等学校となり、同時に新庄南高等学校が独立をしたと聞いています。それから七十四年の歳月を経て、両校は再び一つの学校として統合されることとなります。この流れは、単なる統廃合ではなくて、地域の高校教育の歴史が大きく一巡し、原点へと戻る象徴的な出来事だと言えるのではないのでしょうか。

そして、今年度に入り開校に向けて様々な準備が進められてまいりました。七月には、鮮やかな青ときらびやかな金色に彩られた校章が発表され、また、先月二月には、直木賞作家であり、現在放送中のアニメ「火喰鳥 羽州ぼろ鳶組」の原作者でもある今村翔吾先生による、新庄の美しい風景と文化を歌詞とした校歌が発表されました。それにより、開校に向けた機運が非常に高まっているところでございます。

これまで御尽力いただきました関係者全ての皆様に対し、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

また、新校舎の整備においては、新たな校舎の建設が決定したことを大変喜ばしく受け止めております。地域の教育環境を支える公立高校として、さらに学習環境の充実を図る大きな転換点を迎えられたことに、地域住民の一人として深い期待を抱いているところであります。

近年、教育現場では、ICT活用の拡大、学習スペースの多様化、探究活動の充実などが求められ、これらの諸課題に向けて的確に対応していく必要があると考えます。

こうした状況の中で、新校舎の整備は、生徒が主体的に学び、教員がより効果的に指導できる環境づくりに直結する重要な取組であると感じており、新しい施設の整備は学校の魅力向上にもつながると同時に、入学志願者の増加や地域からの信頼強化にも寄与するものと考えておるところでございます。

そこで、新庄志誠館高校について、未来を担う人材を育成するためにどのような教育活動を行っていくのか、また、新校舎整備に向けた準備状況と今後の主な見通しについて、教育長に伺います。

○梅津副委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 委員から、新庄志誠館高校でどのような教育活動を行っていくのか、また、新校舎整備に向けた検討状況について御質問をいただきましたのでお答えいたします。

新庄志誠館高校では、高い志で新たな価値の創造に挑戦し、社会の発展に貢献できる生徒を育成するため、生徒の幅広い興味・関心に対応した多彩な選択科目を配置する普通科と、文系・理系双方にわたる探究学習を通してグローバルな視点に立った課題解決や国際コミュニケーションの手段としての英語力の向上等に取り組む、最北地区で初となる探究科を設置いたします。

具体的な教育活動でありますけれども、普通科におきましては、学校独自の科目「自己創造」を開設いたしまして、生徒が自ら計画を立てて地域の方々と一緒に年間を通して地域の課題解決に取り組めます。また、スポーツや芸術、情報デザインなど多彩な科目を配置するとともに、二、三年次生共通の選択枠を設けまして、学年を超えてより多くの科目選択を可能にするなど、生徒の多様な進路希望が実現できるよう取り組んでまいります。

探究科におきましては、実験やデータ分析等を行いながら、デジタル技術を駆使して情報を効果的に活用する力を養う学校設定科目であります「情報探究」というものを配置いたしまして、質の高い理数教育に取り組んでまいります。また、英語でのディスカッションやエッセイを書くことなどを通して、実践力を磨く学校設定科目「コミュニケーション実践」というものを開設しますとともに、海外研修を取り入れ、外国の人々と直接意見交換をしたり、

探究活動の英語によるプレゼンテーションを行うなど、高いレベルでの英語力育成を図ってまいります。

次に、校舎につきましては現有の施設を活用することとしておりましたが、令和六年九月、最上地域の皆様より、市中心部への新校舎の整備についての御要望をいただき、現新庄南高校敷地に全日制と定時制を併置する形で新校舎を整備することとしたところでございます。

現在、探究学習を行うためのスペースなど、多様な教育を実践するための教室の配置などについて、開校準備委員会の作業部会の中で検討しながら、まさに基本設計を進めているところでございます。

今後の整備スケジュールにつきましては、令和七、八年度の二か年で基本・実施設計を完了した上で、令和九年度から順次、新校舎の建築工事に着手いたします。定時制につきましては令和十一年度、全日制については令和十四年度の供用開始を目指して、計画的かつ円滑な整備を進めてまいります。

県教育委員会といたしましては、新校舎の整備を着実に進めて教育環境の充実を図るとともに、新庄北、新庄南両校のこれまでの伝統と実績を礎に、地域の御協力を得ながら、新庄志誠館高校が目指す人材育成の実現に取り組んでまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 非常に丁寧な御答弁ありがとうございました。

答弁の内容からは、自己創造とかコミュニケーション、また、情報探究とか様々なことが出てまいりました。英語についても今回は深掘りしていくという話で、非常に期待するところでございます。地域とともにやっていくという話もございました。非常に強い意思が示されまして、次世代を担う人材育成をしていくという明確な意思として感謝を申し上げる次第でございます。

今後も地域全体で学校を支えて、子供たち一人一人の学びと成長を後押しすることが重要であって、新庄志誠館高校が地域の未来を切り開く人材を育む拠点として着実に発展することを強く期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、健康長寿日本一の実現に向けた健康づくりの強化について伺わせていただきます。

先日、ある企業を訪問し、高齢者雇用についてお話を伺う機会がありました。深刻な人手不足が続く中で、外国人も含めてですけれども、今後は高齢者の採用拡大や年齢に応じた作業分担の見直しが避けられないということでした。また、働き続ける上で健康の大切さについても話題に上ったところでございます。

これは個々の企業の問題にとどまらず、県内全体で労働力不足が進む現状において、多くの事業所が共通して抱える課題であり、高齢者が健康で意欲を持って働き続けられる環境は企業努力だけに頼るべきではなく、県としても積極的に支援し、社会全体で取り組むべき重要な課題であると考えます。

本県の健康寿命は、令和四年推計によると、男性が七十二・〇九歳で全国三十五位、女性においては七十五・二九歳で三十四位と、依然として全国上位とは言えない状況にございます。

健康寿命の延伸は、医療費の負担軽減や介護予防に加え、地域の働き手を確保する上でも大切な課題でございます。これまでの県の健康長寿施策は、食と運動の両面から取組が行われてきたようですけれども、県民の多様な生活習慣や年代に応じた取組が十分とは言えない面もあったのではないかと感じておるところです。

昨年、商工労働観光常任委員会で、山形航空電子を現地調査した際、同社が最上総合支庁と連携して、月に一度、減塩メニューの「おいしい適塩ランチ」を従業員に提供しているとの話を伺ってまいりました。この取組は、働く世代の食生活改善に役立つとともに、企業の主体的な健康づくりの好事例となっているようです。

今後も「食」と「運動」を両輪としながら、県民総参加で健康づくりを進めることが不可欠であり、特に働く世代の健康づくりは、将来の健康寿命延伸に直結するとともに、企業の生産性向上や人材確保にも寄与する重要な分野であると考えます。

そのような中、このたび創設される「やまがた健康経営優良事業所」の認定制度は、企業の主体的な健康づくりを促し、県全体の健康水準を底上げする施策として期待いたすところであります。

そこで、この認定制度の具体的な基準や評価項目はどのように設定していくのか、また、認定を受けた事業所に対して、県としてどのような支援策やインセンティブを用意するのか、健康福祉部長に伺います。

○梅津副委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 健康長寿日本一の実現に向けた健康づくりの強化についてお答えをいたします。

本県の平均寿命は、令和二年において、男性が八十一・三九歳、女性が八十七・三八歳で、十年前の平成二十二年と比べてそれぞれ一・四二歳、一・一歳延びており、これからはいかに県民の方々に健康で心豊かな生活を長く過ごしていただけるかが重要と考えてございます。

このため県では、これまで健康長寿日本一の実現を目指し、運動習慣や食生活の改善などを通して健康寿命を延伸するための様々な取組を市町村や関係団体と連携して進めてきたところです。

健康づくりにつきましては、県民一人一人がその大切さを自覚し、主体的に継続して取り組むことが基本とはなりますけれども、職場で過ごす時間の長い働き盛り世代の方々においては、日常生活だけではなく職場においていかに健康づくりに取り組んでいただくかが重要と思っております。

特に近年は、企業において従業員の健康増進を図る取組はコストではなく、将来的に収益性を高める投資であるとの考え方から、健康管理を経営的視点で捉え、戦略的に健康経営を実践することが全国的に注目されており、県におきましても、従業員の健康保持・増進のために特色ある取組を行う事業所を表彰する「やまがた健康づくり大賞」の実施や全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽ山形支部が実施する「やまがた健康企業宣言」への登録促進などに取り組んできたところです。

一方、健康経営に取り組む事業所の認定制度といたしましては、経済産業省が認定する健康経営優良法人もありますが、要件が厳しく認定のハードルが高いため、「やまがた健康企業宣言」を行った事業所からは次の目標となる両者の中間的な位置づけの制度創設を求める声をいただいております。

このため県では、来年度、新たに県独自の健康経営優良事業所認定制度を創設し、制度の周知を図りながら、より多くの事業所の健康経営に取り組む意欲を引き出してまいりたいと考えております。

なお、認定要件やインセンティブの付与を含む制度の詳細は今後決定しますが、協会けんぽ山形支部などの関係団体や関係部局とも調整しながら、運動習慣や食生活の改善に加え、メンタルヘルス対策の実施、特定健診の受診率など、具体的・実践的な認定要件を設定するとともに、他県の事例なども参考に「やまがた健康づくり大賞」への応募資格の付与などの認定時の優遇措置も検討してまいりたいと考えております。

県としましては、県民一人一人が生涯にわたって健やかで心豊かに暮らすことができるよう、職場での健康づくりにつながる健康経営の取組を展開するとともに、家庭などあらゆる生活の場における健康づくり施策を推進してまいります。

○梅津副委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

この制度については、健康寿命の延伸を重要課題と捉えており、特に働く世代の健康づくりを企業と連携して進めていく姿勢というものを示されたものと受け止めております。

また、経営層が関与することによって、従業員の健康課題の把握、働きやすい職場環境づくりなど、企業の主体的な取組を促す上でも有効であると思っております。県内全体の健康水準向上にも寄与するものと期待しております。

取組を継続するには、今、支援策、インセンティブに関してはあまり詳しい話はなかったんですけども、これがやっぱり企業にとっては非常に大きな投資となると考えております。これに登録、認定した場合にどういった支援を受けられるかというのが今後非常に大切になってくると思いますので、ここの部分に対しても今後しっかりと皆様の意見を聴きながら進めていただければと思います。

この制度創設を契機に、働く世代はじめ県民一人一人が健康づくりに主体的に取り組めるような環境整備がさらに進むことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

最後に、障がい者の就労環境について質問いたします。

昨年、新庄市の障がい福祉サービス事業所を運営する企業が、県内七か所の就労継続支援A型事業所を、今月ですけれども令和八年三月で閉鎖する方針を示し、雇用されている二百人余りの障がい者の再就職支援に努めるという報道がございました。

これを受けて、昨年二月定例会の一般質問にて、A型事業所の運営について質問したところ、答弁としては、県として、山形労働局や関係市町村と連携し、新たな受入れ先の確保に向け必要な支援を検討していく、また、県内A型事業所の経営改善に向け、集団・個別指導を通じて経営状況の再確認を促すなどの回答をいただきました。

当時、利用者にとっては、雇用契約に基づく就労の場が失われるということで、利用者や御家族にとって大きな不安につながるものと受け止めております。

そこでまずは、現在の労働局や市町村との連携状況及び具体的な支援策の進捗状況はどうなっているのか、また県内のA型事業所の経営状況を健康福祉部長に伺います。

○梅津副委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 お答えいたします。

一般企業等での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供や就労に必要な訓練を行う就労継続支援A型事業所は、県内に三十か所あり、約五百五十名が利用しております。

ただいま委員からお話がありました新庄市等で障がい福祉サービス事業所を運営する法人につきましては、二百名を超える障がい者が利用する県内七か所のA型事業所を今年度末で廃止することとしております。

このため、この法人では、利用者の意向を確認しながら、一般就労や他のA型事業所への移行支援を行うほか、廃止する七か所のうち六か所で、同じ建物でB型事業所を運営し、利用者を受け入れる体制を整えているとのこと。

このため、県といたしましては、昨年度以降、同法人から複数回にわたって対応状況の報告やB型事業所開設の相談を受けるとともに、山形労働局や関係市町村とも情報共有を図り、廃止されるA型事業所七か所の利用者を対象に、ハローワーク主催で個別相談会を開催するなど、連携した取組を進めてまいりました。

その結果、今年二月二十八日時点で十七名の方が一般就労につながったほか、四名の方がほかのA型事業所の利用や職業訓練の受講につながっております。一方、定年退職者などを除きました残りの約百八十名につきましては、この法人の中でのB型事業所への移行に向けて、現在、関係市町村においてサービス利用の手続を進めているなど、就労を希望する利用者全員の移行先が決定しております。

なお、同法人内のB型事業所へ移行する利用者につきましては、作業内容や工賃の手取りにつきましては、これまでと同程度を目指しているとお聞きしているところでございます。

A型事業所の経営状況につきましては、令和六年度の実績に係る厚生労働省の調査によりますと、利用者の賃金を生産活動の収益で賄えていない事業所が、全国で約一九・三%、県内で三〇%となっております。

県としましては、これまで物価高騰対策として政府の補正予算を活用した支援金の交付などを行ってまいりましたが、令和六年度に改定された障がい福祉サービス報酬の改定を上回る物価や人件費の高騰などにより、A型事業所の経営は厳しい状況が続いているものと認識しております。

○梅津副委員長 佐藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

一旦解雇された方々全ての方が再就職しているということで、ほっとしたところでございます。

時間もないので、次の機会にさせていただきますけれども、これA型事業所がやっぱりきついというか、経営上、大変な状況にある中で、B型事業所が増えている状況も見とれます。

こちらのほうも今、A型事業所が最低賃金、雇用契約のある上で働いていく中、B型に関しては工賃支払いというところもありますので、こういうものもしっかりと見据えながら、今後、新たな対策等を考えていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます、私のほうからは以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○梅津副委員長 佐藤文一委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十 時 五十九分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○梅津副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。齋藤俊一郎委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

齋藤俊一郎委員。

○齋藤委員 質問の機会をいただきましたこと、ありがとうございます。

昨日夕方、ちょっと時間ができましたので、夜の意見交換までの間、僅かでしたが、県庁の周りを少し走らせていただきました。たまにランニングをする機会をいただいたのも、実は東根市では、さくらんぼマラソンという東北・北海道で最大規模のマラソン大会がありまして、昨年も同僚の高橋弓嗣先生と一緒に出場しました。結果は聞かないことにはしていただければと思いますが、無事ちゃんと完走して、すがすがしい汗を流したわけでありまして。今年、また六月七日、高橋尚子金メダリストを迎えまして、第二十三回大会がありますので、議会の皆様、そして執行部の皆様、東根市で高橋県議とお待ちしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

おとといは名残雪でありました。昨日走っている中で、県庁、松波の風は春を感じたところでありまして、本日、三月五日は二十四節気の啓蟄であります。啓は開く、蟄は土に籠もる虫と書きます。いてついた土が緩み、冬の間にずっと耐えていた命が、春の気配に背中を押されて戸を開くように動き出す、そんな節目の頃と言われています。

畑も、果樹も、人も、地域も、芽吹きは偶然ではなく、見えないところで積み重ねてきた手入れと備えの先に訪れると思います。動き出すきっかけがあるかどうかで、春の景色の色は変わります。本日は、土の中で温めてきた論点を、一つ一つ地上に出してまいりたいと思いますので、前置きはこのくらいにして、順次お伺ひします。

サクランボ栽培二百年へ、あしたと次世代に向けたサクランボ政策についてをテーマに質問いたします。

まずは、「やまがたフルーツ百五十周年」の総括についてを高橋農林水産部長へ伺います。

吉村知事はこれまで、フルーツ百五十周年を情報発信の好機として、果樹産業全体の発展につなげていきたいとの決意を何度も述べておられました。

また、これまでのフルーツ百五十周年の取組について、県内外へ県産フルーツの魅力を積極的に発信するとともに、「やまがたフルーツEXPO」には約二万人が来場して最先端のスマート農業機器に触れる体験をされたほか、民間企業でもフルーツを活用したタイアップ企画など、新たな動きが生まれています。

やまがたフルーツ百五十周年は、単なるPRにとどまらず、フルーツの利用拡大や産業間の連携などについて、様々な関係者が一丸となって取り組んでこられたものと思います。

そこで、百五十周年の取組が、今後の果樹産業につながる、どのような成果があったと総括されているか、農林水産部長に伺います。

○梅津副委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 やまがたフルーツ百五十周年の総括についてお答えしたいと思います。

やまがたフルーツ百五十周年事業につきましては、いちずに果物作りに打ち込んできた先人たちの思いを受け継ぎ、果樹関係者はもとより、市町村、製造業やサービス業など、フルーツに関わる様々な関係者が一丸となり、これから五十年先の果樹産業の未来を見据え、五つの柱で取り組んできたところでございます。

一つ目の柱「フルーツファンの獲得」につきましては、おいしい山形公式インスタグラムの登録者が一年間で約一万人から約二万七千人になるなどSNSのフォロワーが増加しており、山形のフルーツファンの拡大につながっております。

二つ目の柱「県産フルーツの認知度向上」につきましては、タイアップ企画として民間企業や市町村から積極的に参加いただき、県産フルーツの即売会、子供向けのサクランボの剪定体験や料理教室、観光ツアーなど、県内外で七十五件の多彩な取組が実施され、フルーツを味わう、学ぶ、楽しむなど、様々な形でその魅力を体験いただいたところであります。特に、やまがた紅王につきましては、県内全ての小学校での「やまがた紅王給食」の実施や、都内の飲食店十二店舗でのやまがた紅王を活用した特別メニューの提供などにより、子供たちや消費者にその魅力を発信し、実感いただきました。

三つ目の柱「フルーツをきっかけとした関係人口・交流人口の創出」につきましては、果樹園でのウェディングや、都内の保育園と産地が連携した食育の取組を通して、果樹園の魅力を生かした都市と産地との交流が生まれております。

四つ目の柱「フルーツの利用拡大・付加価値の向上」につきましては、規格外のサクランボを使ったクラフトビールや、県産果汁一〇〇%のミックスジュース、フルーツジャムのギフトなど、四十件のタイアップ商品が新たに販売されており、フルーツの利用拡大と付加価値の向上につながっております。

五つ目の柱「果樹農業と多様な産業との連携」につきましては、やまがたフルーツEXPOを契機とし、効率化・省力化が進んでいない果樹分野でのスマート農業の取組が加速しております。具体的には、AIやロボットを活用した山形発のスマート農業機械の開発に向けたプロジェクトを立ち上げることとしております。

県としましては、百五十周年事業で得られた成果や、新たなつながりを大切にしながら、今後も県産フルーツのさらなる利用拡大や付加価値の向上を図るとともに、多様な産業との連携を深めることで、本県がフルーツ王国として将来にわたり発展していくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長から効果の御説明をいただきました。五つの柱に沿って、それぞれ効果があったというのはよく分かりました。

その中で、情報発信、この機能を議論してきたところで大きく争点が変わってきたのは、まさに気候変動だと私は思います。情報発信の強化によって、様々な効果をもたらした点は分かりましたけれども、改めてここで生産振興にかじを切っていく必要があるんじゃないかということをお願いしていきたいと思っております。

まず、紅王、今、部長からありました。私も九月定例会一般質問で、やまがた紅王の出荷の基準がちょっと現場と合っていないんじゃないかということで、特にL玉、M玉は「山形C十二号」で出荷せざるを得ないということがありました。今回、L玉、M玉もやまがた紅王として出荷できるということや、また、ダイヤパックの規制などを緩和するということもありましたので、この辺、生産現場に寄り添った対応として評価をするところでありまして、気候変動に対応した品種の開発の加速、この点も要望しておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

その上で伺います。

本県のサクランボ、令和六年、七年と収穫量が大きく落ち込みました。平年の収穫量一万二千七百トンに比べ、昨年は、平成以降最小の八千三百十トンと大きく減少しているところです。

一方、県では、サクランボ生産の喫緊の課題として、気候変動対応や結実確保を対策の柱に据えて取組を強化するのに加え、後継者不在の樹園地では、伐採せざるを得ないケースが増加することに対応するため、樹園地継承データベースを構築するなど施策を展開していますけれども、サクランボというのは、ほかの品目に比べ改植しても収益化まで時間を要するなど、未収益期間というのが構造的課題となっています。

そこで、スライドを一つ御紹介したいと思います。(画像を示す)

青森県に十一月末に調査に伺いました。青森県は山形県と同じく、今年度、リンゴ栽培百五十周年ということで、実はこれ森谷先生からも前回御紹介をいただいております。

その中で、私がお邪魔したのは、ちょっとこれリンゴがなっていないんで、十一月末で収穫終わっているんですが、委員の先生方も御案内の、今話題の株式会社日本農業の系列会社ジャパンアップルを紹介いただきまして、高密度栽培という高収量が見込める新しい栽培方法、これイタリアで開発されたわけですけれども、このジャパンアップルさんに伺ったところ、現在、五十町歩、五十ヘクタール、高密度植でやっていると。将来、近い将来ですから数年以内には、二百町歩に拡大するんだということで、実はこれ本県の生産者でも既に取り組みされております。

ここに至った要因としては、青森県はもちろんリンゴ栽培日本一なわけですが、今まで四十万トン以上がキープされていた生産量の中で、令和五年は三十七万トン、そして栽培面積は二万ヘクタール、過去最小になったということがありました。その要因は気候変動、結実の確保が至らなかった、大雪による枝折れ、まさに本県と同じ状況です。もちろん、後継者不足、担い手不足も同様であります。青森県としては、こういった新しい技術を導入して、生産量の確保をして、そして輸出による販売拡大、これはリンゴ特有の品質が長期間もてるという、こういった特性を生かした輸出の販売拡大をしていくんだということであります。

この後、青森県のりんご課にも行きましたけれども、青森県はこのリンゴ栽培百五十年の節目に危機感を持って「青森りんご総合戦略」を策定し、二〇四〇年、KGIと言われる重要目標達成指標、最終のゴール、これを生産量四十万トン以上、販売額一千八百億円以上を掲げ、「夢をもって働ける 稼げる」産業像をこの戦略で明確化しました。

山形県も百五十周年をPRの年にとどめず、県の象徴であるサクランボを次の五十年につなぐ産地戦略へ格上げすべきと考えます。

そこで、サクランボの生産振興に集中的に取り組むため、サクランボの将来像を示すサクランボの産地戦略を示すべきと考えますが、高橋部長の見解を伺います。

○梅津副委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま齋藤委員のほうからサクランボの生産振興の戦略についてという御質問いただきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

サクランボの産地戦略に関しては、昨年九月に開催しました「山形さくらんぼ産地再生会議」において、今後の方向性と対応策を検討し、令和十七年を目標年として、栽培面積の減少幅を抑え、二千ヘクタールを維持するとともに、十アール当たりの収量を五百キロに引き上げて、最低でも収穫量一万トン以上を安定して確保するという方針を確認したところであります。

県では、現在、この目標達成に向け、四つの戦略を掲げた「山形県さくらんぼ産地再生ビジョン」の策定作業を進めているところでございます。このビジョンでは、「技術と担い手が躍動し、稼ぐ力が発揮される産地への再構築」ということを目指しています。

具体的な戦略の内容でありますけれども、戦略の一としては、「生産基盤の再構築による気候変動に強い産地づくり」を掲げ、蜜蜂と輸入花粉の導入による結実確保や、遮光資材等を利用した高温対策、佐藤錦に偏った品種構成を是正する品種転換を推進していくこととしております。また、高温に強いやまがた紅王は、先ほど委員からの御発言にもありましたけれども、今年産から出荷規格を見直し、生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

戦略の二としては、「技術革新による未来型産地への転換」に向けて、農工連携によるAI選果機や卓上箱詰めロボット、AI鳥獣害防止装置等のスマート機器の開発を行うとともに、ビニールや遮光資材を簡易に被覆できる雨よけハウスを開発することで、省力化や規模拡大を進めてまいります。

戦略の三としては、「技術と経営が次世代へ継承され担い手が定着する産地づくり」を目指し、栽培継続に必要なスピードプレーヤーや雨よけ施設の更新等を支援します。あわせて、新規就農者が栽培技術を習得する場となる果樹研修ファームでの技術継承や、衛星データとAIを用いた樹園地情報データベースの構築と、それを活用した園地の貸手と借手のマッチングによる園地継承、あるいは副業や外国人材等の雇用労力の確保を図ってまいります。

戦略の四としては、「ブランド価値の向上と販路拡大による稼ぐ力の強化」に向けて、引き続き、やまがた紅王ブランドの早期確立を進めるとともに、大消費地での山形フェアの開催等、販売促進につながるプロモーションを展開してまいります。

ビジョンでは、サクランボの産地再生が喫緊の課題であることから、令和八年から令和十年までの三年間を重点期

間と位置づけ、蜜蜂の導入数や果樹の新規就農者数などのKPIを設定し、毎年、PDCAサイクルにより、取組内容を見直してまいります。

なお、このビジョンにつきましては、今月十七日に開催します「第二回山形県さくらんぼ産地再生会議」で提案する予定であり、これを基に、関係者との連携を一層強化して、持続可能なサクランボ産地再生に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 高橋部長から、県の新しい方針を打ち出していただきました。「さくらんぼ産地再生ビジョン」、大変期待いたします。

これまで農業戦略は、元気戦略というのが大枠であったわけですが、今回、サクランボだけ抜き出して、県として取り組んでいくというのは、まさに農林水産部としての危機感の表れだと思っておりますし、この三年間を集中期間とする四つの柱を今お示しいただきました。そして、長期戦略も掲げながら、KPIで、PDCAサイクルで回していくんだということで、具体的な手段、そしてロードマップも提案されるものと期待しています。

まさに、このビジョンは、もう高橋部長でないとつくれないと私は期待をしています。県庁一、サクランボ振興に明るい方なわけでありますので、ぜひ農林水産部挙げまして、この再生ビジョンの確立と、これ、ビジョンがしっかり生産現場に落とし込まなければ、やっぱり絵に描いた餅になりますので、ぜひJAグループはじめ、現場の声をしっかり取り入れたビジョンをつくっていただきたいと思います。

そのビジョンの中にも掲げられると期待をいたしますが、続きまして、ハード整備について取り上げていきたいと思います。

共同利用施設等の再編の支援についてを伺います。

県は、今年度「さくらんぼ王国果樹産地活性化事業費」によって、スマート機器の実証を含めた新たな栽培支援を進め、あわせて、産地の要望に応え、先ほど部長からもありました、十二月の補正予算では、スピードスプレーヤーの更新支援を昨年同様予算化いただきました。このことは大きく評価をいたします。

また、来年度の当初予算案では「さくらんぼ王国果樹産地再生事業費」一億三千六百三十五万二千元を新規計上して、高温対策資材・散水設備、晩生種等への品種転換、さらに今回、一般質問で能登先生からもありましたけれども、結実確保に向けた蜜蜂の導入や輸入花粉の購入の支援を掲げており、改めて生産振興に軸足を置いた来年度予算の構築を行っていただいていると、こちらでも評価をいたします。

しかし、ここで問題は、生産現場のリスク増大に対して、今のは個々の技術導入の話ではありますが、個々の技術導入だけではなくて、収穫、選果、そして出荷の出口戦略も含めて、産地の稼ぐ力を全体で底上げできるかどうかが問われていると私は思います。

来年度予算案には、園芸産地生産基盤の強化として、園芸施設及び共同利用施設の省エネルギー・省力化設備導入支援が示されておりますが、これは大規模な選果場などは想定していないとのことでありました。

そこで、ちょっとスライドを御覧いただければと思います。(画像を示す)

これは、私の地元、JAさくらんぼひがしね、私も組合員でありますけれども、この三地区における選果場の現状であります。平成二年から七年、十二年ともう老朽化しておりまして、桃や西洋梨、リンゴの共選を行っているわけですが、選果技術、生産性についても現代の最新のものに対しては大分劣ってきているということでありましたし、まずクーラーもないわけでありまして、労働環境、この農業現場で働く方の、先ほど人材確保の話もありました、非常に苛酷な状況になって、このような形で、これ桃の出荷の状況ですけれども、七月末頃から始まっているということでありました。

今、米において、共同利用施設の集約再編、広域化、高度化が大きな議論になっているわけですが、私は、これはまさに果樹においても問われる状況だと、こう思っています。

続いては、恐縮ですが、動画を映させていただきます(動画を示す)

これは、JAつがる弘前河東地区選果場に十一月末、視察に訪れたときの映像であります。これ、平成二十八年度に導入された、JAにおいては最新鋭の果樹における選果場ということで、もう一つ動画がありますので、御覧になっていただければと思います。

皿のようなものが見えますが、これ下に全部バーコードがついていまして、先ほど御覧になっていただいたのは、このバーコードの受皿での自動選果によって階級・等級、規格外となった果実も判別できるという仕組みであります。今回のものについては、ロボットで詰め方ができると、こういう新しい仕組みをJAつがるのほうでは導入をされております。生産性の向上なども図られるということでもあります。

最後に、これさらに最新鋭のものがありまして、ちょっと御覧になっていただければ。これはオーストラリアであります。今回のフルーツEXPOでも東根の農業関連企業が展示をしていました。オーストラリアというのはほとんど

ん枝も葉っぱも関係なくもいってくるそうなので、洗浄して選果と衛生を一緒にするという仕組みだそうです。カメラが三台ついておりまして、もちろんAIセンサーなども仕分をして、水を使うというのはいろいろ議論があるかもしれませんが、高速自動選果システム、これが非常に大きなポイントでありますし、箱詰めも全て自動で行うというのは既にオーストラリアで行われていて、日本の大手商社と一緒にタッグを組んでいるようであります、日本の果実についても、日本のサクランボについても対応が可能だったという研究成果もあるそうです。

これらが今現在の現状であります、本県のような果樹選果場については、繰り返しでありますけれども、老朽化対策、そして集約化、再編というのが大きな課題になってくると思います。

稼働率の低下、人手不足、エネルギー価格の高騰も含め、産地全体の競争力向上を図るために、国の方針、これ農水省、大臣はじめ力強い方針出されております。来年度の省エネ・省力化支援を県として機械更新にとどめることなく、再編まで踏み込んだ支援、新たに打ち出す必要があると思いますが、部長の見解を伺いたいと思います。

○梅津副委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま共同利用施設再編の支援についてというお尋ねいただきましたので、お答えさせていただきます。

果樹の共同利用施設は、県内に六十か所以上あり、委員からもありましたように、耐用年数を超過した施設や設備が多く、老朽化が進んでいる一方、集出荷・選果コストの低減を図るためには、施設等の再編集約・合理化が必要となっております。このため県では、これも委員からございました、令和八年度当初予算案として政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、共同利用施設における省エネや省力化を目指した整備を支援する事業を提案しているところであります。具体的には、集出荷・選果施設の自動梱包ラインや画像選果機、冷蔵施設等の省エネ・省力化設備の導入や機能強化を支援するものでございます。

委員からございました、大規模な共同利用施設の再編集約・合理化への支援でございますけれども、先ほどの画像にもございましたJAつがる弘前の河東選果場、あれは日本を代表する大規模な選果場だということで、私も見ておりますし、整備にはかなりの投資をしてきたという経緯でございます。あと、オーストラリアのサクランボの選果機ということも、紅秀峰とか、そういった面での利用というのが実証されておりますので、今後そういった品種と組み合わせながら検討も必要かと思っております。

いずれにしても、そうした大規模な共同利用施設の再編集約・合理化への支援については、財源の確保ということが大きな課題となっております。そのため、政府の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用を促していきたいと考えております。

なお、米のカントリーエレベーターでは、受益面積が三百ヘクタール以上、かつ総事業費が十億円以上をかさ上げ補助の対象としているところでございますけれども、果樹の共同利用施設につきましては、果樹産地の特性を十分踏まえた上で、公益性や受益面積、事業費の観点からかさ上げ補助の在り方について、今後、検討を深めてまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長、ありがとうございます。

かさ上げ補助に向けて検討を進めていきたいということで期待をしています。

今日はフルーツ百五十周年からサクランボの再生ビジョン、戦略、また、ハード整備について質問させていただきました。サクランボ栽培、本当に大きな岐路に今立っていると思います。サクランボは山形県のシンボルであって、ブランディングの柱でもあると思いますが、何より県民の心のよりどころではないかと私は思います。

ぜひ知事として、これまでの議論を踏まえた御所感や、そして今後のサクランボへの知事の思いをぜひこの機会に伺いたいと思います。

○梅津副委員長 吉村知事。

○吉村知事 「サクランボといえば山形」「山形といえばサクランボ」「サクランボは品質、生産量ともに山形県が日本一でございます」というのが、私が県外に行ってサクランボをPRするときの最初のフレーズです。本当に山形県を代表するシンボルとなっている果物だと思っています。全国に響き渡っています「山形県といえばサクランボ」なんです。手話でもこれでもう山形なんです。本当にシンボル、山形イコールサクランボというのが浸透しておりますので、非常に山形県の強みだと思っておりますし、この百五十年間、先人の方々がずっとずっと御努力なさってきた、そのことを私どもはやっぱり将来世代にもしっかりと伝えてつないでいかなければいけないと思っております。

「国際アウトウシンポジウム」というのが四年に一回、オリンピックみたいに開催されるんですけど、世界各国のサクランボ研究者や生産者が集う会です。四年に一回、平成二十九年がその年で、アジアで初めて日本の山形県で、山形大学主催ということでありましたけれども、県も協力をしました。アジアで初めてだから山形県で開催されたということで、その四年後には北京になったんですけど、本当に山形県は世界から認められたサクランボ産

地であると言えると思っています。

一方で、これまでずっとやり取りございましたサクランボの園地の話ですけど、近年の気象変動といいますか、そういったことで不安定な生産状況、また、生産者の高齢化、担い手不足といったことで、サクランボの木が伐採されて、目に見えて栽培面積が減少しているという現実があります。大変憂慮しておりますし、危機感を持っているところです。

これまでいわずにサクランボ作りに打ち込んできた先人たちの思いをしっかりと継承して、サクランボ産地を、将来にわたって持続可能なものとし、五十年先、百年先も日本一の産地であり続けるためには、消費者や関連事業者の期待に応える安定生産はもとより、他産業との連携を深めながら、スマート農業の導入などにより、担い手にとって魅力あるサクランボ生産を実現していくことが肝要であります。

農林水産部長から答弁ありました「山形県さくらんぼ産地再生ビジョン」は、将来に向けた産地戦略の指針になるものであります。このビジョンを基に、さらに生産振興といった視点も随時盛り込みながら、未来に夢の持てるサクランボ産地づくりに向けて、オール山形で全力を挙げて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 知事、ありがとうございました。

知事の大変貴重な思いと、そして五十年先、百年先に向けた未来に夢の持てるサクランボ産地づくりに向けた御決意を伺うことができました。

次に、がらっと変わりました、山形空港の機能強化に移っていきたいと思います。

大規模災害に備えた山形空港の機能強化についてお伺いいたします。

まず初めに、大規模災害時の受援体制における現状の課題認識についてを防災くらし安心部長へお伺いします。

東日本大震災から間もなく十五年目の節目を迎えます。大震災では、救援物資の調達・輸送を国が初めて本格的に担う局面も生じ、物流事業者との連携の重要性が改めて認識されました。

一方で、能登半島地震でも物資の集積・仕分・配送や、受入れ側の受援体制の構築が追いつかず、必要な物資を適時適切に届けることの難しさが課題として整理されており、政府では、被災自治体が応援部隊、支援物資等の円滑な受入れなどを含む、今後の災害対応のための基本方針も示しておられます。

一昨年の一般質問においても、能登半島地震を受けた受援マニュアルの改正について政策提案を行いました。その際、県は大震災以降、順次マニュアルを見直し、受援体制の強化に取り組んできたとのことでしたが、今回は、緊急支援物資の集積・荷さばき・仕分・在庫管理・配送や応援部隊の要請、受入れ体制整備、活動調整について、まずは、現状の課題認識を部長へ伺います。

○梅津副委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 大規模災害時の受援体制における現状の課題認識についてお答えを申し上げたいと思います。

県内で大規模災害が発生した場合の受援体制につきましては、山形県地域防災計画に基づく大規模災害発生時の広域受援に関するマニュアルにより、応援部隊や支援物資等の受入れ体制を整備するための手順等を定めており、随時見直しを行い、災害の発生に備えているところであります。委員から御質問のございました、緊急支援物資の集積及び管理と応援部隊の要請から活動調整に関する内容もこのマニュアルにて運用方法を定めております。

まず、支援物資の受入れ等につきましては、現在のマニュアルでは基本的な役割分担など県が運営する広域物資輸送拠点の運営要領を定めてはおりますけれども、基本レイアウトや使用する資機材、物資の分類方法など、輸送拠点を運用するための具体的な手順が明確には定められていない状況にございます。

また、広域物資輸送拠点の候補地といたしまして、県内の四地域の公共施設等十二か所を指定してございますけれども、効率的な運用のためには、物資の運搬に用いるパレットやフォークリフトの使用が不可欠であり、これらの資機材や支援物資の搬出入のための車両等の進入が十分可能かどうか検証する必要があると考えております。

能登半島地震における石川県の対応では、委員からも御指摘ございましたけれども、平時の準備不足などにより支援物資の受入れや供給に支障が生じたとされておりまして、本県においても、これを教訓として早急に対応する必要があると考えております。

こうしたことから、来年度、広域物資輸送拠点における具体的な運用マニュアルを策定いたしますとともに、物流事業者や市町村と連携した実動訓練を実施する予定としております。この中で、広域物資輸送拠点の候補施設についても再検討を行ってまいります。

また、応援部隊の受入れ等につきましては、受援マニュアル等に詳細な手続や活動拠点等を定めているところではありますが、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、災害医療関係者など幅広い分野の関係機関が関わることになっている一方、一堂に会して行う訓練等の機会も少なく、実行性の検証が不足している状況にございます。

この対応といたしまして、平時からの継続的な訓練等の実施が連携関係の構築や相互理解、ノウハウの蓄積につながるものでございますので、来年度はこれら多数の関係機関が参加する形式での災害対策本部図上訓練の実施を計画しているところでございます。

こうした取組により、大規模災害時の受援体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長、承知しました。今、課題認識述べていただきました。また、来年度は、その課題克服のためのまずは一歩ということで方針もお示しいただきました。

そこで、また恐縮ですが、スライドを御覧いただければと思います。(画像を示す)

これ、東日本大震災時、県の総合運動公園アリーナが物資の集積場となっておりました際の写真を執行部から提供いただきました。これ、多分最初の頃の写真なので、後からも本当に山積みになっていたと、こう思います。

これ、今、パレット、フォークリフトは使えないところがあるかもしれないということでした。まさに、ここは普通の体育館ですので使われなくて、普通の体育館で設計されているところは、広域物資の拠点にはあまりふさわしくないと今の定義になっていて、現実、当時は自衛隊の方は、こうやって手積みで物資を搬入いただいたということがありました。

続いて、広域防災拠点の整備についてを提案したいと思います。(画像を示す)

部長から様々な課題を述べていただいたところでありますが、受援のボトルネックは、現場でさばく場所と運用の型が不足することにあると言われております。

県内に、平時から運用設計し、発災直後に立ち上がる広域防災拠点を整備し、物資・人員・情報の結節点として機能させるべきと私は考えます。

今、スライドで映しておりますのは、これは愛知県におきまして現在整備が進められている、基幹的広域防災拠点整備等事業であります。南海トラフを想定して、現在、政府は首都圏と大阪のみに政府直轄の施設があるわけですが、愛知県は単独で国の交付金を使って、整備を進めているということでもあります。

山形空港と結ばれている名古屋小牧空港に隣接する形で、第一期、消防学校の再編整備を約百六十三億円、第二期、防災公園の整備を約七十三億円として、既に消防学校は発注されていると聞いております。これは、その整備の概要であります。二〇二八年に消防学校の整備を、そして防災公園は二〇二九年の完成を目指しているということでありました。

私は、消防学校はちょっと横に置きまして、防災公園に今着目しております。

次のページを御覧になっていただければ幸いです。(画像を示す)

これがその愛知県における基幹的広域防災拠点の第二期、防災公園整備です。まさに、ここに先ほど課題として挙げられておりました物資の集積拠点であったり、応援部隊のキャンプエリアを設けたり、ここで一括して広域的な受援のための体制を整備しようということでもあります。非常に参考になりました。

名古屋小牧空港は、まさに航空自衛隊小牧基地が共用されている空港であります。県内には、南東北の防災・災害対応で中核となる陸上自衛隊第六師団が駐在し、愛知県と同様、山形空港は第六飛行隊と共用化しており、大規模災害時には、人員・物資輸送、航空偵察などで、自衛隊と連携して対応することが期待されているところです。

山形空港は、高速道路からのアクセスもよく、自衛隊との連携も可能であり、広域防災拠点としての機能を持ち合わせているのではないかと考えますが、現在、県の防災関係の計画において、この広域防災拠点というのは明確な位置づけがありません。

こうしたことも踏まえまして、県が広域防災拠点をどのように位置づけ、ダブルアクセスの重要性や現状で不足している受援体制を考慮した上で、今後、大規模災害発生時に必要となる広域防災拠点の整備についての見解を部長に伺います。

○梅津副委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答え申し上げます。

総務省が取りまとめた広域防災拠点の在り方に関する調査報告書によりますと、広域防災拠点につきましては、災害時に広域応援部隊のベースキャンプや広域での物資輸送拠点等に活用されるものでございます。拠点が果たすべき機能といたしましては、一つに災害対策本部またはその補完機能、二つに広域支援部隊等の一時集結・ベースキャンプ機能、三つに災害医療活動の支援機能、四つに救援物資等の備蓄・集積・分配機能などのうち、その全部または一部の機能を有している施設等とされております。

その活用方法につきましては、県内での大規模災害における防災拠点としての活用のほか、発生が想定されている日本海溝を震源とする地震など広域に被害が及ぶ災害での支援拠点としての活用も考えられております。

現在の山形県地域防災計画等では、先ほど申し上げました四つの機能全部を有する施設はなく、例えば県の総合運

動公園のように部隊の集結・ベースキャンプ機能と救援物資等の備蓄・集積・分配機能の複数の機能を有する防災拠点や、いずれか一つの機能を有している県内各地の防災拠点の機能を組み合わせて、相互に補完しながら災害対応を行うこととしております。

委員からお話のありました山形空港につきましては、防災計画等において、航空部隊の活動拠点と航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUとして活用するよう位置づけられております。

委員から御指摘ありましたとおり、この山形空港につきましては、陸路、空路のダブルアクセスによって、物資や人員の輸送拠点として利便性が高いほか、大規模災害時の連携が期待される自衛隊の拠点とも近接しており、山形空港を最大限活用することによって、機能性の高い広域防災拠点が構築される可能性を有しております。

現在、空港機能強化検討会議におきまして、空港の将来ビジョンの策定に向けた議論がなされているところであり、その中で、今後の山形空港の防災機能の強化等についても検討・協議されるものと認識しておりますので、その議論と歩調を合わせて、空港の機能を活用した広域防災拠点の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長の見解を伺いました。空港ビジョンの策定をしている中であるがということでありますけれども、その行方を見据えながら、ダブルアクセス、自衛隊との連携をはじめ、山形空港が防災拠点空港として、そして広域防災拠点としても非常に合致するというような今の御発言だったと受け止めております。

県土整備部を中心に、既に今、このビジョン策定に向けた空港の検討会が進められているわけですがけれども、山形空港の優位性が今の質疑で明らかになったと、私こう思っております。

この愛知県における基幹的広域防災拠点は、まさに規模が非常に大きいですので、これは一つの考え方として参考にさせていただければと思うわけですが、この支援物資を集める倉庫について平時の利用をどうするんだということを愛知県に教えていただきましたところ、平時は、BTO方式で、民間で平時は運営していただくということで、体育館など、にぎわい創出のためのエリアとして、機能として活用する考えだということでありました。

また、防災公園についても、有事はキャンプ地になるわけですが、イベントなどで活用したいということであったり、防災教育、また防災ビジネスのスタートアップなどでも使用できるのではないかとということで、高い機能を、これ平時と有事とそれぞれ持ち合わせるということですので、非常にいい民間の取組、また民間の活力も活用できるということで、非常にこれ参考になるなと私は思いました。

ぜひ防災くらし安心部といたしましても、この広域防災拠点整備に向けて、より一層優良事例も含めて研究を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

部長、ありがとうございます。

今、防災くらし安心部長からありましたが、もう一つ、この山形空港の機能として、災害時、SCUと言われる航空搬送拠点臨時医療施設という機能を庄内空港とともに持ち合わせていると思いますので、大規模災害時における山形空港を中心とした災害医療についてを健康福祉部長に伺いたいと思います。

今、申し上げたこのSCU、大規模災害時、県内においては山形・庄内空港等において速やかに設置をされ、搬送前の患者の安定化や広域医療搬送を行うことが想定され、本県では、この二空港で随時SCU機能の訓練、また設置に向けた様々な研究がされていると承知をしています。

恐縮ですが、次の次のスライド御覧になっていただければと思います。(画像を示す)

これは、令和七年、昨年末、山形空港でのSCUの設置・運営訓練が行われましたので、私もちょっとお邪魔をしてきました。統括医療監を中心に、DMATの皆さんなど、県内各地から集まったの災害医療を想定した訓練でありましたけれども、これ御覧になっていただくと、山形空港にお越しいただいた方は分かると思うんですが、行われる場所というのは一番左端の倉庫のようなところで行われておりまして、このベッドがあるところに患者さんがトリアージを受けるといのが想定されているものであります。御覧いただいたとおり、倉庫の中ですので、空調など何もありませんし、これは十二月でしたから非常に寒い時期でありました。

まさに近年の気候変動によって、猛暑・豪雨・豪雪など苛酷な環境下での活動が常態化する可能性がある中で、このSCUの暑熱・寒冷、また、風雨への耐性といった設営環境や電源、空調機器等が、この写真を御覧になっていただいてもそうですけれども、現状追いついていないことが現場の課題になっているなど、こう感じました。

また、災害時の搬送や受入れは自衛隊の協力により行われることから、先ほども述べましたが、平時から自衛隊との連携や実装が災害医療でも必要と考えます。

これらを踏まえ、県としてSCU運用に係る課題をどのように認識しているのか。また、山形空港を拠点とした全天候型のSCUなど、さらなる災害医療の充実にに向けた具体策をどう講じていくのか。

そして、広域防災拠点の在り方としては、災害医療支援機能として、災害拠点病院や後方医療機関との連携を確保

することも重要と考えられておりました、これは、平成十五年、政府において、京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会が取りまとめた「京阪神都市圏の広域防災拠点整備基本構想」にもこの必要性が挙げられているところであります。

山形空港の近くには車で十分程度の場所に、救急告示病院たる北村山公立病院がありますが、今後の山形空港の広域防災拠点化を見据えつつ、県の災害拠点病院を中心とした災害医療の提供体制、これもどう整備していくのか問われていますので、健康福祉部長の見解を伺いたしたいと思います。

○梅津副委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 大規模災害時における山形空港を中心とした災害医療についてお答えをさせていただきます。

航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUにつきましては、大規模災害が発生した際に被災地の傷病者を被災地外の医療機関へ迅速かつ円滑に医療搬送するため、空港などに設置される臨時の医療施設で、災害によって被災地の医療機能が低下する中、傷病者の迅速な人命救助を行うための重要なインフラでございます。

このため、県では、平成二十六年三月に山形空港、八月に庄内空港へ医療機器やベッドなどのSCU資機材を配備し、大規模災害発生時に、直ちにSCUを展開できる体制を整備してきたところでございます。

また、被災地の傷病者の医療搬送については、被災地からSCUまでの救急搬送、SCUでの傷病者の症状の安定化、被災地外への医療搬送まで、迅速かつ円滑に行えるよう災害派遣医療チーム、いわゆるDMATや消防機関、医療機関など、多くの関係機関との連携が重要となりますので、SCUを設置した平成二十六年度から関係機関と共同でSCU設置・運営訓練を、新型コロナウイルス感染症の蔓延時期等を除き、毎年実施してきたところでございます。

特に、県外への医療搬送で重要な役割を担う自衛隊につきましては、大規模訓練時に毎回、陸上自衛隊第六師団から訓練に御参加いただいております。中でも、平成二十六年度と令和元年度の訓練では山形空港で、平成二十七年度と平成三十年度の訓練では庄内空港で、最大三十六人の傷病者を搬送できる自衛隊のC1輸送機やUH1ヘリなどの実機を使いまして、広域医療搬送を想定した傷病者の受入れや、送り出しの実働訓練も実施するなど、密接に連携しながら訓練を進めてまいりました。

なお、SCUをはじめとする災害時の医療提供体制につきましては、山形県の関係機関だけでの対応では限界があることから、これまで東北ブロックや政府で実施する訓練にも積極的に参加し、関係者と連携を深めながら、有事に備えた取組を進めてきたところでございます。

こうした中で、委員御指摘のとおり、近年は猛暑や豪雨、豪雪など苛酷な環境下での災害対応も想定されることから、訓練参加者からはSCU設置環境、電源、冷暖房といった設備の改善等の声があるのも事実であります。環境整備に当たりましては、有事の際にSCUを確実に運用させる必要があることから、他県の事例なども研究しつつ、先ほど、防災くらし安心部長から答弁があった、空港の機能を活用した広域防災拠点の在り方と併せて検討してまいります。

また、御質問いただきました災害時の医療提供体制につきましては、県内の人的・物的医療資源に限られていることから、基幹災害拠点病院と六か所の地域災害拠点病院、さらにそれらを支援する救急告示病院が密接に連携し、対応しているところでございます。

その上で、県立中央病院は、県内唯一の基幹災害拠点病院としてDMATを六チーム保有し、加えてドクターヘリの基地病院として、県内の災害医療の中核を担っております。山形空港からのアクセスもよく、有事の際は山形空港に設置するSCUにDMATを派遣し、運営の中心となるなど、山形空港と密接に連携して災害医療対応を行うことを想定しておりますので、今後進められる、空港の機能を活用した広域防災拠点の在り方に関する検討の状況も注視しつつ、県立中央病院を中心とした本県の災害時医療提供体制についても、必要な検討を行ってまいります。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 部長、丁寧な御答弁ありがとうございます。

SCUの課題については共有できているなと思いましたが、県の広域防災拠点の在り方ということで言明をいただきました。まさに山形空港の機能強化で今後議論が深まっていくものと思いますが、その中で、この課題解決に向けても健康福祉部としても策を練っていただきたいと思います。

先ほど申し上げたこの愛知県における取組、(画像を示す)実は私、その後伺ったんです。折原副知事も愛知県のこの事業を御視察されたとお聞きしております。今も山形空港の機能強化のお話もありましたけれども、この広域防災拠点の機能も含めまして、御視察をされた感想、副知事、よければ述べていただければありがたいと思います。また、この質疑で様々やり取りさせていただいた御所見もありましたら、併せてお願いしたいと思います。

○梅津副委員長 折原副知事。

○折原副知事 愛知県の取組を視察した感想というお尋ねでございますけれども、山形空港の機能強化検討会議におきまして、空港機能強化に向けた取組として、災害時における空港の活用に向けた検討について議論が行われており

ます。

その中で、委員から御紹介がありましたとおり、愛知県が県営名古屋空港の隣接する地区に整備しております基幹的広域防災拠点、これが事例として挙げられておりますことから、一月下旬に、私は愛知県で開催されたトヨタグループ向けの展示会、これに出席した際、これに合わせて愛知県のこの整備計画地を訪問して、愛知県庁の方々にお話を伺ってまいりました。

その中で、例えばでございますけれども、愛知県の整備構想は災害応急対策に係る連絡調整を実施する司令塔機能、これを担う防災拠点を官庁が集積した地区に配置するという、それから支援部隊のベースキャンプ、それから支援物資の集積、中継、分配などの後方支援機能、こうしたものを担う防災拠点を県営名古屋空港と名古屋港、ここに配置するという、こうした分散ネットワーク型の広域防災拠点を構築するものであるということを御説明いただきました。

それから、県営名古屋空港に隣接する地区は、委員からもお話ありましたけれども、高速道路と空港からのダブルアクセスが可能ということと、被災リスクが低いということ、それからオープンスペースの確保が可能であること、こういったことから後方支援機能を担う防災拠点として理想的な場所でありますと。それから、愛知県と名古屋市で消防学校を統合して共同で整備して、平常時は消防学校、災害時はこの防災拠点の本部としての機能、これを確保するといったこと。それから、愛知県が、先ほど委員から御紹介ありましたとおり、防災公園を整備するのでございませぬけれども、これに合わせて、所在する自治体、豊山町のほうで道の駅とかアリーナを整備するという計画で、平常時にはぎわい施設、それから災害時は住民の避難所としての機能、これを確保するという事など、県と市町村とが一体となって機能的に整備するといった御説明をいただきました。

それから、先ほど委員からもありましたけれども、首都圏での拠点整備とか、関西圏での拠点整備とかは、これは国の事業として進んでいるんですけれども、この中部圏における拠点整備というのは、国に要請を続けていてもなかなか進まないといった、こういう状況下で、愛知県が主体となって整備を進めるという御判断をされて、県内の防災活動拠点の後方支援機能を担うということだけじゃなくて、中部圏の基幹的な拠点としても貢献するという、こういった機能を担うといったことなどなど、本県で広域防災拠点の在り方を考えるに当たって、非常に示唆に富んでいるものと受け止めたところでございます。

現状におきましては、この東北地方、東北地域には、基幹的広域防災拠点というのが整備されていないという中でございますが、山形県は日本海溝を震源とする地震など、広域に被害が及ぶ、災害による被害が想定されない地域にある、そういった県でございませぬ。なので、そうした県として、大規模な災害が発生した際に山形県が果たす役割、担う役割とか、そのために必要な機能があると考えてございませぬ。東日本大震災に際して山形空港が果たした役割や機能、こういったものを踏まえながら、山形県における広域防災拠点の在り方についてしっかり検討を進めていく責務があると考えてございませぬ。

○梅津副委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 折原副知事、ありがとうございます。

副知事から、県として広域防災拠点を進める責務があると、こういう重たい重要な答弁だったと、感想だったと思います。

ちょうど時間もなくなってまいりまして、本来、この後、医師配置の地域偏在解消についてということで北村山公立病院、資料だけ作らせていただいておりますけれども、(画像を示す)変わらず救急患者の数が大変多い中で医師の数が少ないという、この医師少数スポットである北村山地域。一方で地对協、今回最終案が出ましたが、自治医科大から一人配置をいただきましたけれども、最終案では、その増加がありませんでした。県立河北病院、阿部恭平議員から鋭い質疑もありましたけれども、総合診療科を設置するという事で、来年度は八名ということになります。ぜひ北村山地域において、先ほども述べましたが、災害医療を考える上でも北村山公立病院の果たすべき役割というのは、非常に私は重いと思っておりますが、やはり医師の数がまだまだ足りないという点が大きな元凶かなと、こう思っております。総合診療科についても、北村山公立病院で新たな設置を検討されるということになります。

来年度、様々、医局と連携をして、この医師配置計画が練られていくと思っておりますが、北村山公立病院の果たすべき役割は非常に大きいと思っておりますので、この点も強く要望申し上げまして、高専の質問はまた次回に取っておきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○梅津副委員長 齋藤俊一郎委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十四分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。五十嵐智洋委員より画像資料の使用及び資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

五十嵐智洋委員。

○五十嵐委員 大変お寒い中、多くの県民の皆様にご傍聴にお越しいただきまして、心から感謝申し上げます。

この予算特別委員会は、県民が汗して納めてくださいました税金が適正に執行されるか、無駄はないか審議する場です。本日は、地域で御活躍なさっている方、また、企業経営者の方もお見えになっております。お役所、公務員が行うことが民間の考え方、県民目線に合うのか議論する場でもあると思います。今日は県政運営、防災、教育について私の考えを述べて、執行部と議論いたしますので、しばらくの間、お付き合いいただきしたいと思います。

資料もお渡ししておりますので、御覧になってください。字を大きく分かりやすくしておりますので、よろしくお願いたします。

さて、新年度予算ですけれども、七千三億円の大型予算でございます。昨年比約二百五十億円増、七千億円台は久しぶりということですが、この大きな要因は人件費、昨年より百三十億円余り増えています。人件費総額は一千六百九億円、県税収入の見込み一千百五十三億円の一・四倍にもなります。

県の人口は、昨年百万人を割って、現在九十九万人も下回りました。県税収入が伸び悩む中、退職金が増え、行政需要が伸びるなどの理由で人件費増を聖域化することは許されないと考えますが、県知事の見解を伺います。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 令和八年度当初予算の七千三億円ということに対しての委員からの御指摘、御意見だと思いますけれども、人件費ももちろん入っております。人事委員会からの勧告ということで給料が上がったり、また、二年に一度退職者が出るということで、来年度は退職者が出る年となっておりますので、その退職金というものも計上してございます。

そういった事情もあって人件費のところが目立ってお見えになったのかなと思うんですが、ただ、全体的に見ますとやはり物価高騰対策でありましたり、また、今後の山形県、人口減少の中にもありましても、積極的に産業振興でありますとか農業振興といったことにしっかりと対処していくといった内容もたくさん入れてございますので、そういった総合的な視点で御覧になっていただくとありがたいと思っております。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 県知事、ありがとうございました。

もちろんそのとおりです。当初予算ですから、人件費には時間外手当、残業手当とか含まれていないわけです。知事部局、県庁ではこれまで、毎年十五億円を超えるほどの時間外手当が発生しております。人件費の出どころも当然、県民の税金ですから、県庁では当たり前だという感覚は改めて、しっかり減らさなくてはならないと思って、私はこれまでも論議をしております。

資料一、紙の資料ですけれども御覧ください。

これは令和三年六月定例会の議事録です。私が知事に対して職員の働き方改革について質問をしたものでございます。読み上げます。「ただいま五十嵐議員から貴重な御指摘、御意見を頂戴したと思っております。県議会の常任委員会への職員の出席につきましては、令和元年十二月議会での議員——私ですね——からの御指摘を真摯に受け止め、職員の働き方改革と時間外勤務縮減の観点から、直ちに翌年の一月から陪席者数を二分の一以下にしたところでございます。その後、新型コロナ対策として、昨年四月の委員会からはさらに出席者を厳選しているところでございます。今後とも、職員の働き方改革やコスト縮減に向けて不断の見直しに努めてまいりたいと考えております」と、知事が私の質問にお答えいただきました。

この陪席者、太字に大きくしてあります。何ぞやということですが、陪席者というのは、下に少し説明しましたが、議会からの要請はないんですけれども、自主的に職員が議会の委員会等に参加をすることです。すなわち、呼ばれていない、出席資格がない職員が狭い委員会室にぎゅうぎゅう詰めになって、勉強するんだということで、一日何時間も無言の行で過ごしていたことです。

県庁で出世の階段というのですか、プロセスを踏むための一つの手法というのですか、真面目さをアピールしなくてはならない。ですから、十時の委員会に朝八時から場所取りをしていたなどということもあるんだそうですね。何とも言い難い風景でした。議員の方も御経験あると思いますけれども、ずっと昔からこういう風習は続いてきたんですね。これに年間何千時間も、管理職一步手前の方が大勢いらっしやっていた。これはやっぱり長時間労働の温床に

なったのではないのでしょうか。また、長時間労働は健康を損なうこともあります。

そして結局、出席中、部下も決裁受けられないわけですから仕事ができない、どんどん時間外手当にもつながったのではないかと感じて、私は七年前、常任委員会に臨んだときに、これはちょっとおかしいんじゃないか、仕事しに行ってもいいんじゃないかと思ったんですね。あとで議事録とか見せてもらえばいいわけですから。

そして、知事に申し上げた部分について、「職員の働き方改革と時間外勤務縮減の観点から」ということで、知事の一声でこの陪席者という慣習がなくなりました。そしてコロナ禍も相まって、今ほとんど陪席者という方はいらっしやなくなりました。私が知事に申し上げてこの陪席という慣習がなくなったことで、職員の健康面、モチベーションとか、また長時間労働少しは是正されたわけですから、これは大変な費用対効果があったと思います。

知事は答弁で、今後も働き方改革、コスト縮減に向け不断の見直しに努めてまいりますと、積極的な答弁をしておりますので、私や議員のいい提言には耳を傾けて実践する決意と受け止めています。

そこで、一つ提案です。山形県議会には、ここは予算特別委員会室ですが、常任委員会というものもありまして、六つの常任委員会があります。そこに出席する管理職の数、百八十数名です。そして、委員会での議員の質問に答弁をする管理職は、委員会によっても違いますけれども、おおむねその日、二割から三割なんですよね。つまりこの百八十数名の管理職のうち、七割から八割は答弁のない職員なわけです。

そして、あらかじめ委員がどういうことを質問なされますかということで、職員が前もって、一週間も十日も前から聞き取りをするわけですね。それも微に入り細をうがってやっていますから、何を質問するかということとは分かっています。そして、誰が答弁するかということも分かっている。通告のない方が答弁することはあまりないわけですね。ですから、一年間一回も答弁なかったという管理職の方も少なからずいらっしゃるわけですよ。

こういった点も少しずつ改めたい可能性もあるのではないかと感じております。当然、主要な課長、部長、次長などは答弁がなくてももちろん出席していただかなきゃなりませんけれども、できるだけ長時間労働を省くために、管理職の常任委員会の出席等につきましても知事にお考えいただきたいと思って、働き方改革、管理職の長時間労働是正ということで質問させていただきましたけれども、よろしく御答弁お願いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 常任委員会への出席ということでありますけれども、陪席は任意でということですので、陪席者の厳選を行うといった見直しを行ってまいりました。

一方で、課長級以上の職員の出席といいますのは、執行部が任意で行う陪席とは異なりまして、議会からの出席要求に応じて執行機関として説明責任を果たすために行っているものでございます。

常任委員会への出席要求につきましては、議会の専管事項でありますので、その見直しにつきましても、議会において御検討いただくべきものであると考えております。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

今、管理職員になりたくないという風潮も聞こえるようでございます。特に、女性の管理職比率を上げましょうということで、知事が一生懸命頑張っておられます。ただ、なかなか女性の場合ですと尻込みをする場面も、私にも聞こえてきますね。それは長時間労働とかプレッシャーとか、「私、課長大丈夫なんだろうかと」、そういったこともありますから、今までの御回答は本当に常識的だと思いますけれども、少し一歩踏み込んで、議会ともきちんと折衝していただいて、ある程度、とにかく管理職の長時間労働が、今、若い職員がなるべく早く帰ってくださいという時代で、課長、管理職がなかなか帰れないんだなんていう声も聞こえてくるんですよ。今こういう御時世ですから、一般企業でもそんな形になっています。重い扉かもしれませんが、ぜひとも少しずつ御検討いただきたいと思っております。

二番目の若年女性の県内定着についてお尋ねいたします。

資料二を御覧いただきたいと思っております。

二〇〇九年から二〇二五年、これは暦年です、年度ではございません。この十六年間の出生数の推移を表したものであります。二〇〇九年、平成二十一年は吉村知事が御就任なされた年で、この年の出生数は山形県合計八千八百六十人。十六年たった昨年、二〇二五年は四千四百五十三人、知事在任中、ちょうど半分まで減少したのですね。

前年、二〇二四年と比較した減少率は七・四％と、この間、新聞にも発表されました。島根県が八・六％ですか、それに次ぐ減少率、全国ワースト二位、東北トップの寂しい結果となりました。

厳しい数字ですが、知事の御所感を伺いたいと思っております。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 人口減少も大変加速しております、その中でも年齢構造といったことではしばらくの間、人口減少は

続くものと見込んでいるところがございます。ただ、今、委員が御指摘されたのは、若年女性ということですので社会減のところだと思っています。

ここは、本当に大変ゆゆしき問題、課題であるなということで、まずその要因といいますか原因といったことで、産業労働部では女性職員の正社員化ということに力を入れてまいりましたし、しあわせ子育て応援部では実際に県外に流出された若い女性の方の声をお聞きしたり、オンライン百人女子会といったことで本当に県内外の若い女性たちからお話を伺ったりということで、様々な原因を探ってまいりました。

働く場ということが一つにはあります。もう一つは、やはりアンコンシャスバイアスということで、思い込みというところが本当に、地方においては都会と違って大変つらいものがあるといった声が聞こえたり、私がショックを受けたのは「お母さんのようになりたくない」という声もあつたりしたんですね。山形県出身の十九歳の方で、県の取材ではないんですけども、ほかのところの取材を受けた答えて、「東京は令和の時代だけれども、地方は江戸時代だ」と。その方、山形出身でありますので、山形の社会のことを言っているんだと思いますけれども、やはり若い人たちがそういった意識で自由な社会に行きたがると思いますか、賃金差もありますけれども、そういった意識の問題というのも大変大きいのかなと思っております。

そういったことで、雇用対策ということでは、経済界の皆様に対して一緒になって、女性の正社員化や賃金向上と女性管理職の登用、採用するときには男女共同参画なので同じ賃金なんですけれども、それから管理職になっていくにつれて、女性が少ないものですから平均賃金というのが女性は男性に比べて七万円ぐらい違っていると、県内ではそういうデータもございまして、やはり本当に経済界というところとも一緒になって環境整備をしていかなきゃいけないと思っております。

もう一つには、最近、人口数とそれから減少数と、あと都道府県の平均年齢といったことを一緒にちょっと並べてみまして、どこにどういう問題があるのかなということで、本当に私も危機感を持って見ているところです。

ちなみに、三十五市町村が県を構成しているわけでもございまして、その三十五市町村から流出した方の合計が県ということになります。そういうことで、その十三市の流出などを見ておりますけれども、やはり市町村ともっとも一緒になって対策を打っていくことも大変重要なことであるなということも、本当につくづく実感しているところがございます。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 知事、ありがとうございます。

やはり昔のしきたりとかいろいろありますから、地方に住みたくないとか、そういうお声も聞いていますし、今おっしゃったように自分の母親のような人生を送りたくないという声も聞こえます。

ただし、それが全てではなくて、自分の母親のようになりたいという声もあるわけでもございまして、昨日、私の義母の葬儀で委員会を欠席させていただきましたけれども、子供たち、また孫たちも、おばあちゃんのようにになりたい、尊敬しているという声もありますから、ぜひいろんな多様な意見を聴いていただきたいと思っております。

この三十五市町村も大変厳しい出生数の減がございます。御自分の選挙区の出生数を御覧ください。十年前が二〇一五年ですから、これに比べて半減した自治体も多数ございまして、三分の一になった自治体も、それ以上のところもあるんですね。大変な状況です。

特徴的なことは、雪も少なく、大学も複数あって、新幹線も高速道路もある、いろんな本社機能がある、こういった恵まれた山形市が十年間で四割、八百人以上減っているんですよ。これ私、前から申し上げてきたんですよ。本当は山形市が受け止めなくてはいけないんですよ。

青森県、秋田県も人口減少ですけども、一年間、出生数は山形県より減らなかったんですよ。やっぱり秋田市とか青森市が受け止めている、こういった事実もあります。

そして、資料二の下を御覧ください。

二〇〇九年、知事が就任したときは、これも大変失礼ですけども若年女性、二十歳から三十九歳、最も大切な年代ですよ、地域の絆を守る。この方たちが十二万一千人以上いらっしたんですけども、十五年後の二〇二四年は八万一千三百六十六人、減少率は何と三二・九%。この間の総人口の減少率は一五%ちょっとですから、もう倍以上、若年女性が減っているわけですよ。

ですから婚姻率も下がって、出生数も下がって、人手不足に拍車がかかるということなんですよ。この数字は二〇二四年十月一日現在、おとしのですから、それからもう一年五か月たっているわけですよ。三月一日現在、果たして、これはまだ統計出ないんですよ、もう少しお待ちください。そうするとね、多分七万、八万人台を大きく切っているのではないかと推測されますので、ここがやっぱり県政課題の最も肝だと私は思っておりますし、これまで吉村知事とも何度も——お分かりになっていると思います。

この県庁、二十年前、三十年前はたくさん若い女性がいらっしたんですよ。昔は臨時職員が多かったんですけ

れども、今は会計年度任用職員になりました。ただ、臨時職員の時代は、何度も申し上げていますが、一年間に十か月しか働けなかったんですよ。そして、広く薄く働き場所を提供しようという、これは昭和の時代はよかったかもしれませんが、どんどん人口減少進む中でこういったことをつい最近までやっていました。

ですから、若い女性が仙台圏、東京圏にどんどん流れたんじゃないでしょうか。そして、会計年度任用職員は今、六時間程度しか働けません。一千人を超える会計年度任用職員にもう二十代女性ほとんどいらないんですよ。もう覆水盆に返らずかもしれませんが、ここを何とかやっていかなきゃいけないと常に申し上げている。ですから、県が関わる公社や団体もそういう傾向ございますから、何とかしていただきたいと、もう私は知事に直談判しているんです。

副知事などにもこれまで質問しましたけれども、なかなか、やっぱりトップリーダーが決断しなければならないと思いますので、この決意を知事に述べていただきたいと思います。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 本当にこれまでも委員から何度も御指摘をいただき、また御提案も頂戴してきたところでございます。

確かに、この会計年度任用職員の方もたくさんいらっしゃいますので、その方々を正職員にすべきではないかというお心なのかなと思っております。県の職場も本当に人手不足が深刻化しているところです。

そういう中で、将来にわたって持続的かつ安定的な県政運営を行うということが求められておりますので、あらゆる手段を講じて人材確保に取り組まなければならないということも認識をいたしております。

県としましては、採用の公平・公正性といった原則を前提とした上でございますけれども、会計年度任用職員の方がその職務経験を生かして正職員となれるような採用試験の実施について検討しているところでありまして、将来の県政を支える優秀な人材の確保にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 今、知事から大変明るい展望を開いていただいたと思います。

会計年度任用職員は一年更新ですから、三月、今頃、来年度の雇用をお願いしますということで届けなくちゃいけないです。少し賃金は上がりましたが、正職員と比べれば夏冬のボーナスは本当に餅代、氷代程度なんですよ。ですから、百四、五十万円ぐらいの年収なんですね。それで生計する、大変なんですよ。先ほど知事がおっしゃられていましたように、会計年度任用職員で何年か経験をして優秀な方は正職員で採用しようという動きは他県でもあるんです。一歩ずつで結構ですから、そういった動きをしていただきたいと私は思います。

九月定例会の一般質問で、私の体験ですけども、三十年前に長井市で、私の父親を初代理事長として関係者の方から御協力いただきまして、介護老人保健施設、社会福祉法人を立ち上げました。大きな施設建ると、都度都度、大量採用をさせていただきました。そのとき募集にいらっしゃった方は、公立病院の臨時看護師、他の福祉施設で臨時介護職員だと。前の職場ではなかなか正社員になれるチャンスがないんですよ、ですから御社で働かせていただいでぜひとも正社員にしてほしいと、そして、やっぱり正社員ですから安定した生活のパスポートをいただけるという考えで多くいらっしゃいました。優秀な方がたくさんいらっしゃいまして、これまで何百人と採用させていただきました。今も御貢献いただいております。

これは、私どもの長井市の施設だけじゃなくて、県内たくさんの民間の介護施設や保育施設などで今、人手不足ですが、身を削っても賃金をたくさん払って、正職員で雇用したいと頑張っているんですよ。ですから、県庁知事部局、あと県が関わる団体、ぜひとも少しずつでも結構ですから、頑張ってくださいと願っております。

知事、よろしく願いいたします。

今日はテンポ早く行っています。次に、三番目の女性消防団員の確保についてお聞きしたいと思います。

これは紙資料ではなくて、画像に映します。

昨年、小国町消防団が第二十六回全国女性消防操法大会に出場したんです。これがその映像です。(画像を示す) 見えますか。これ小国町消防団の女性団員の全国操法大会に出場する壮行会の模様です。「必勝 山形県小国町消防団」ということで、すごいですね。若い女性の活気に満ちた「頑張ろう」とやっている写真でございます。

そして昨年、七年十月二十八日に神奈川県横浜市で全国女性消防操法大会が開催されました。これがその模様ですね。大きくしますね、デジタル化ですから。その女性消防団の団員と小国町消防団の幹部の方、たくさん激励に来た。ここが横浜の赤レンガ倉庫のあるところです。すごくいいところです。皆さんも行ったことがある方がいらっしゃると思うんですけども、二年に一回、消防操法大会がここで、ここが常設になっているんだそうですね。このたびは全国四十四の自治体から集まった女性消防団の方がここで操法大会をされていました。

操法大会というのは御存じだと思いますけれども、消防機器の操作とか早く正確に安全にということで、たっただと火元に行って小型ポンプを操って、さーっとかける、こういったことを競う、競うというのですか、こういう技術を発表しようという大会で、普通は男性消防団員がする、消防団の経験ある方いらっしゃいますから、

そういったことをやる女性版なのです。これは消防団の甲子園大会と言われている、すごく有意義な大会なのですね。

ここで、人口六千人の小国町の消防団の女性団員が、何と優良賞と上位に入ったんですね。壮行会のときは練習風景も見せていただきましたけれども、きびきびとしてすばらしい模様でした。やっぱり全国大会で上位に行くんだなと思っていましたが、案の定、上位に入った。

その大会の様子、こうやって目標と、ここに行くんだということで、士気高く、たつたつたつたつとね、五十秒ぐらいでもう帰ってきた、こういうことですね。元消防団の方もいらっしゃいますから覚えがあるかと、物すごいですね。ほかの自治体は八王子市とか、すごい何十万人都市に伍して闘った山形県のたつた六千人の小国町消防団で、その後、一月に報告会もございまして、小国町だけではなくて西置賜の消防団の団長さんとかもたくさん呼ばれて、「いや、すごかったな」ということで、大いに盛り上がったわけでございます。

そして、その席上で、これ二年に一遍ですから、令和九年度の割当てなんですよ、各地この地区がやってくださいと。平成十五年には飯豊町の女性消防団が全国二位、少し古い話になりますがあったんですね。このたびは、少し大きな都市の、どこと申し上げませんが、令和九年の順番、割当てなんだそうですが、残念ながら受けられそうもないと、辞退を考えているということで、その消防の会長が申し上げて、残念だなと思ったんです。

人口減少のある中、消防団員も減っていますから、これからはやっぱり女性にも御協力いただかなくちゃならないと思うんですけれども、これからの女性消防団の支援、育成、確保について、防災くらし安心部長の御答弁をお願いいたします。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 ただいま女性消防団員の確保と育成という御質問をいただきました。

まず、本県の消防団員の数でありますけれども、令和七年四月一日現在で一万九千九百八十三人ということでありまして、人口十万人当たりでいきますと一千九百七十四人で全国第二位となっております。しかしながら、前年度との比較では六百九十六人ほど減少しております、消防団員数は減少傾向にございます。

そうした中で、女性消防団員の数でありますけれども、三百八十四人ということで、男性消防団員と比べますと少ないものの、前年度との比較では八人増加をしている状況でございます。

人口減少が加速する中で、消防団員数の減少も避けられない状況ではありますけれども、いざというときに備えて、火災時だけでなく自然災害発生時の対応等、地域防災力の中核となる消防団の体制を維持し、充実を図っていくためには、防災への女性の参加促進を図る観点からも、これまで以上に女性消防団員の確保に努め、活躍の場を広げていくことが極めて重要だと認識をしております。

県では、これまで女性を含めた消防団員の確保に向けまして、消防団の設置主体でございます市町村に対して、全ての消防団活動に参加することが難しい場合でも特定の活動・役割を担うことができる機能別消防団員・分団制度ですとか、あとは消防庁が作成いたしましたマニュアルを活用して、積極的に団員の確保に努めるように促しております。

加えて、消防庁の事業を活用して、県内の現役女性消防団員へのインタビューですとか、あとは活躍の様子を取り上げたパンフレット、動画を独自に作成して、市町村を通じて配布したり、県のホームページ、YouTubeによる情報発信にも取り組んでいるところでございます。

こうした中で、市町村におきましては、機能別消防団員・分団制度を活用して、消防関係の各種式典において音楽演奏を行う音楽隊ですとか、あとは一般家庭への訪問やイベント開催時における平常時の防火思想の普及啓発、応急手当講習会等の活動を行う女性消防隊を編成するなどして、女性消防団員が活躍できる場の拡大に取り組んでいるところもございます。

県といたしましては、今後、市町村に対して、女性消防団員の確保に関する県内や他県における好事例の横展開を図り、消防団活動に対する意識改革ですとか、あとは女性消防団員が活躍できる活動の場のさらなる掘り起こしを働きかけますとともに、県消防協会が行います女性消防団員の交流会というものもございまして、それに積極的に参加をいたしまして、女性消防団員の現場の声や入団促進に関する実情、課題を把握して、女性消防団員がさらに増加するよう必要な施策を検討して実施をしまいたいと考えております。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 消防団の構成率が全国二位、高いんだとおっしゃいましたけれども、どんどん減っていますよね。今日は消防団関係者の方もお見えですけども、やっぱり各団では本当に困っているんですよ。平均に少なくなってくるわけじゃなくて、地域地域でどんと減っていることもあるわけですよね。

ですから、全国二位の消防団員だということでも結構ですけども、今がチャンスじゃないですか、今やっておかないと。そして、やはり女性の消防団員増えれば活性化しますから、地域の見方も違ってきますし、男性の団員もや

はりこれはモチベーションが上がって少なくなるのを抑えたりしますので、ぜひともこれは検討いただきたい、市町村任せでなくてお願いしたいと思います。

今、写真上げていますけれども、(画像を示す) 団員の方、最前線で働く方々も自分の仕事の合間を縫って、また、家事、子育ての合間を縫って参加された若い方ですね。このマイクの前に立っていらっしゃるのはいく国町の職員の方です。そして、いく国町の職員も何人か出ていただいて、あと民間企業、クアーズテック社という大企業があるので、すけれども、ここも本当に地域の防災とか地域貢献をなさっている会社で、その理解があってこういった団員を出していただいて、操法大会で上位になったというすばらしいことなんですよ。

ですから、町が大きければできるというものではないんですけれども、やっぱり考え方なんですよね。本当に消防団って大事だと、これからどんどん男性消防団員が減ってくる、高齢化してくるのに、やはり女性の力、後方支援とかをしていかなきゃならないという観点で私は申し上げたんです。それにはやはり制服とか、あと更衣室とかお手洗いとか、こういうことを支援するのが私、県ではないかと思っております。

部長、ありがとうございます。またよろしく願います。

知事には申し上げておりませんでしたけれども、このいく国町消防団、女性の御活躍を御覧になって、これからの女性消防団員の確保などについて、少し御感想をいただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 委員から御紹介のありましたいく国町の女性消防団員の方、十二位に入賞されたと、誠におめでとうございます。

日頃、お仕事でありましたり、また家庭の仕事ということもある中、地域のために貢献してくださっている方々に、私からも本当に感謝申し上げたいと思いますし、このたびのお祝いを申し上げたいと思っております。

山形の女性は働き者と言われる。働き者過ぎるところもあるのかなと思ったりもしますが、男性も女性もやはり生き生きと輝いて生きていける、そういう山形県をつくっていきたくて思っておりますので、お互いに協力をし合いながら社会の様々な課題に対して一緒になって参加できるように活動・活躍の場が広がるように、県としてもできる限りの御支援やサポートをしていければと思っております。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 知事、ありがとうございます。

消防団員の方も大変心強い御回答だったと思います。今日は傍聴にもたくさんいらっしやっていただきましたけれども、ネット中継をたくさんの方に見ていただいております。知事の言葉がすごく心にしみたとしますので、今後ともよろしく願います。

四番目の青少年教育施設について教育長に尋ねます。これは少し厳しめの質問でございます。

昨年、私、県内四つある少年自然の家を全て職員に同行いただきまして見させていただきました。感想は、非常に老朽化しております。もう五十年を超えたところもあります。皆さんの地域も御覧になって分かると思いますけれども、老朽化、陳腐化、時代に合わなくなったというのが私の率直な感想でございます。

そして、何よりも、昨今の猛暑でエアコンがありません、宿泊するところに。ですから熱中症の危険があるということで、夏場、もう利用が少なくなってきました。エアコンを付けるには、電気設備から直さなくちゃいけませんから何億円もかかるということで、二の足を踏まれているということで、今すぐ、特に書き入れどきの七月、八月、施設によっては平成三十年と比較して十分の一の利用だなんていうところもあるんですよ。利用者が少子化で減るのは仕方ありませんけれども、目を覆わんばかりの状況なんです。

昨年九月定例会でも一般質問で教育長にこの件は申し上げました。あれから五か月余りたって、もう調査するには十分な時間だと思っておりますけれども、はっきり言って少し時代に合わなくなったのではないかと思います。再編、民間委託、廃止も視野に検討すべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 ただいま青少年教育施設の在り方についての御質問をいただきました。

まず、これまで少年自然の家は、自然体験あるいは集団宿泊、協働活動等を通して青少年の協調性ですとか、自己肯定感、主体性といった、いわゆる非認知能力を養いまして、学校教育を補完するような形で子供たちの生きる力の育成に寄与してきたと認識しております。

一方、青年の家のほうでありますけれども、設立当初は勤労青年等の職業技術教育ですとか、あるいは地域青年の研修活動の場としての役割を担っておりました。現在は青少年のボランティアですとか、地域活動を支援することにより青少年の社会力の育成に貢献していると認識しております。

現在、県教育委員会で所管する青少年教育施設は、分館も含めまして五つの少年自然の家と一つの青年の家があるわけでありまして、委員から御指摘ございましたとおり、いずれの施設も設置後四十年から五十年以上経過し

ておりまして、老朽化も進んでおりますし、現代の気候、気象状況などに対応するためのエアコンの整備ですとか、様々な課題はあります。

また、急激な少子化の進行に加えまして、コロナ禍の影響ですとか、あるいは学校の働き方改革に伴いまして、学校における宿泊を伴う行事の精選というのも進んでいることなどを背景といたしまして、近年、利用者数が減少傾向にあるといったことも確かでございます。

ただ一方で、デジタル技術が子供たちの生活の中にも浸透しているわけではありますが、そういう中であって自然の中での活動といったリアルな体験の機会というのが減少している、それとともに家庭の経済事情等の違いにより子供たちの間にそういった体験をできる機会の差、いわゆる体験格差が生じているという懸念もありまして、こういう体験を比較的低廉な価格で提供できる公的な青少年教育施設の必要性は高まっていくとの指摘もございます。

また、人口減少が進む中で、これらの施設は青少年のための施設ということでありますけれども、それに限らず例えば子育て世代ですとか高齢者ですとか、あるいは企業ですとか地域団体など、幅広い世代とか多様な利用者がそういう自然体験ももちろんですし、歴史・文化や産業など、様々な学習を行う場としての新たなニーズというものが生じることも考えられます。

こういったもろもろの課題、あるいは社会情勢の変化等を踏まえまして、今後の本県の青少年教育施設の在り方について検討するために、令和八年度当初予算案におきまして、有識者から成る検討委員会を開催する経費を計上しております。

この検討委員会では、青少年教育施設に求められる役割ですとか、今後の整備の方向性に関する基本的な考え方を議論していただきまして、大体約一年間で報告書をまとめていただく予定としております。

この検討委員会の中で、委員から御指摘ありましたとおり、再編統合ですとか民間委託、民間施設の利用などといった視点の議論ももちろん想定されるわけではありますが、その他いろんな考えあると思いますので、様々な角度から御意見をいただけるものと考えております。

ということで、県教育委員会では、まずはこの検討委員会でしっかり議論していただいて、その報告を踏まえるとともに、様々な課題、実際の課題を整理しながら基本構想の検討へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 教育長からあまり切迫感のないお話でしたけれども、中には消防署から、ちょっとこれ宿泊施設としてどうなんだと言われて、今直しているなんていうところもあるんですよ。老朽化はすごいです。そして、最も大変なのは冷房施設がないとかですよ。泊まる場所南側の二階にありますから、物すごく暑いんでしょう、多分夜でもね。前でしたら戸を開けて我慢しろなんていうことでしたけれども、今はそういう時代じゃないんですよ、命の危険もあるということで。あと寝具なんかかなり古かったですよ。何か大分、昭和の時代の寝具をまだ使っている。物を大事にするのは大変いいことですけども、こういったことで本当に、今は対処療法なんですよ。直したところ、ぶっ壊れたところに膏薬を貼るみたいな。

ですから、今後、何年もつんですかということをしかりと考えていただかなくてはならないですし、資料、この青少年教育施設管理関係経費、毎年すごいお金かかっているんですよ。決算と予算、令和七年度予算ですからこの後、増えますけれども、指定管理料、これはしょうがないですね、もちろんこれは約束したわけですから。あとは施設運営費、修繕費、これね、根本的な直してないんですよ、あっちこっち直している。そして対処療法ですよ。穴開けば屋根をふくとか、そういったことなんですよ。人件費どうですか、二億円以上かかっていますよ。

どんどん利用者は減っているんですよ。さっき申し上げたように十分の一ぐらいになったところもあるんです。この右側見てください。一番右、県直営に係る職員数、教員の方、青年の家四名、朝日少年自然の家三名、金峰、海浜自然の家を含んで五名、飯豊三名、神室三名、合計十八名の教員が、ずっと先細っていく施設に十八名も、一線級の先生ですよ。所長は校長先生ですからね。一線級の教員が一年、常勤して張りついている。あと県職員が六名。二億円以上の人件費がかかっているんですよ。昔みたいにたくさん利用があれば私、申し上げませんが、どんどん古くなって行ってこうなっている。

そして、教育長、お尋ねしますけれども、昨年五月現在で小学校教員の欠員二十名ですよ。これどうですか、今、補充なったんですか。これからの見込みどうですか。本当に学校現場では大変な思いをして、教員不足でやっているんですけども、どうでしょうか。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 今、小学校での教員の欠員というか、未配置に関する御質問ございました。

今、令和七年五月一日現在の数字ということでまとめてございますので御報告申し上げますと、小学校二十四人の未配置ということになっておりました。これは非常勤も配置できていない、全く配置できていない人数として二十

四名ということでございます。

常勤を確保できず配置できない場合は、できるだけ非常勤を配置するようにしているわけでありまして。その非常勤をもし配置した場合、常勤と比べて非常勤の勤務時間が少ないわけですので、常勤を置いた場合と比較してどれくらい少ないかという実数を足し上げてみて、それを常勤だとすると何人になるかということで換算いたしますと、さらに小学校では常勤十二人分が足りないということでございました。ですので、合計いたしますと三十六人です、小学校で。実人数では二十四人なんですけど、非常勤で足りない分も換算して合わせると三十六人分が足りないという状況でございました。

やはり、これは県教育委員会としても配置すべき教員が確保できていない、配置できていないという点で、非常に学校現場には御負担をおかけしているなど、重大なことだと認識しておりまして、いろんな取組、粘り強くしながら臨時教員確保できるように今も努めておりますし、今後も精いっぱいやっていくということでございます。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 もっとひどい実態が今ありましたね。どこの学校でも忙しくて先生足りない、悲鳴にも似た声が聞こえてくるんですよ。こういったところで三十六名も足りない、多分、新年度もこれをしっかり充足する手だてはないと思います。

先ほど申し上げました十八名の現役ばりばりの教員がこちらで今、頑張っておられます。ですから、もう現状を見ると、この方たちを学校に戻していただいて、自然の家は例えば民間委託とか、例えば退職した教員の方をお願いするとか、こういった点は、私はすぐに検討すべきだと思うんですよ。

私は教員の成り手不足って本当に心配しておりました。そして、男性教員の育児休業、これを一生懸命、私頑張ってきましたよね。平成二年、たった二%ですよ、教員の育児休業、山形県の取得率。これ何ですかと申し上げると、取れないんでしょう、言えないんですよ、民間企業当たり前に取れる育児休業。

これは山形県の職員採用案内、ここに県職員八八・一%取れますと誇り高く書いています。これは私が頑張ったからですよ、ある意味。これを県教委もやって五二%になったんですよ。ところが普通これは上がるべきなんですけれども、その次の年、下がっていますよね。ですから、これは教員がいらっしやなくてなかなか取りづらいつつとか、こういった面があると思うんですけども、ぜひとも、第一線級の先生、これすぐに十八名戻せとはいかないかもしれませんが、まず真剣に考えていただいて、せっかく上がってきた男性の先生の育児休業がまた伸びるような、そして山形県の学校の先生になりたいなという思いになっていただくような方向で、ぜひとも早急に検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 青少年教育施設に配置されている教員、その教員を学校現場のほうに戻すというような御提案をいただきました。

まず、先ほど申し上げたとおり、社会教育の一環として青少年教育施設の有存在意義というのは今あると認識しているわけなんです。もちろん今後の少子化ですとか、あるいは利用者数の減少なども踏まえた今後の在り方というのは、先ほど御説明申し上げましたとおり、検討委員会で十分いろいろな御意見いただいていくわけでありましてけれども、現にそういう役割を果たしている青少年教育施設にいる教員につきましては、例えば青年の家に配置している教員は、社会教育主事の資格を取得するなどして高めた専門性を生かして、ボランティアですとか将来の地域づくりリーダーの育成という各種研修事業を担当しておりますし、少年自然の家については、特に小学校等の自然体験学習での利用が多いものですので、やはり学校現場に精通した教員が学校側の要望も踏まえつつ、様々な配慮を必要とする児童生徒にも、教員ならではのということになりますけど、目を配りながら、そういう集団宿泊訓練ですとか自然体験などの指導に当たっているということで、これらの教員は、教員ならではの専門性を生かして今、業務に当たっていただいていると私、認識しております。

御指摘のとおり、経験を積んだ教員が青少年教育施設で働いていらっしゃるわけで、これらの方々が通常の人事異動により学校現場に戻った場合、青少年教育施設でのいろんな経験を生かして、非常に深みのあるというかますます幅の広い教育に従事していけるという期待をもちろん持つわけでありまして。

ただ、ここでひとつ御説明させていただきたいのは、学校の未配置の問題、先ほど申し上げましたけれども、その未配置が生じている背景について申し上げます。これは年度ごとに学校数、学級数に応じた必要教員数を算定いたしまして、退職等による不足する人数を新規採用で補充しているわけでありまして、この採用内定した方が合格決定後に辞退なさる方ですとか、あるいは当初予定してない退職者が発生するといったことがありまして、そうして生じた欠員を補充するときに臨時教員で補充しているということでございます。

最近、教員志願率が下がっているということで、なかなか臨時教員を確保するのが難しくなり、結果的に未配置が生じているということがございます。

御提案についてですけれども、仮に青少年教育施設の教員配置をもうやめましようとした場合、計画的に通常の人事異動と同じように学校のほうに異動になる、そういうように配置計画をすることになるわけでありましてけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、正規教員で埋まらない欠員を臨時教員で補充しているわけですので、青少年教育施設の正教員を欠員補充として臨時教員として未配置のところに配置するというのは、制度上というか、仕組み上、困難であるということになっております。

しかし、先ほども申し上げましたが、やはり学校に未配置の教員が生じているというのは大変困ったことですので、現場にも御負担をおかけしておりますので、様々方策を駆使しまして、極力そういうことが生じないようにこれからも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 もちろん宿泊体験をしたり、自然体験をしたり、団体生活をしたりする施設は極めて重要です。ただ、今のその老朽化、冷房がない、これを根本的に直すことは多分、不可能だと思うんですね。それであと何年使えますかということなんですよ。

そして、私は教員を配置するなどは言っていないですよ。第一線級の方でなくて、例えば退職年齢も上がっていますから、そういった経験の、ずっと勤められた方に所長で行っていただくとか、何もフルタイムでなくてもいいかもしれませんし、指定管理もありますから、そういったことを申し上げているんです。

また、県内各地に温泉旅館ございますよね、温泉文化。そういうところに、例えば小学生に宿泊体験や自然体験をしていただく、また、温泉旅館の経営だとかを学んで、県産の食材を食べていただいて、ああ、いいなと、温泉とかすごいな、食文化すごいなと、こういったことだって、各地に温泉旅館ありますからできるわけですよ。

この予算、すごい予算をかけているわけですから、そういったほうが子供たちの宿泊体験になって、時代が変わっていますから、前はキャンプをしたり、団体で自然の家に泊まればよかったんでしょうけれども、せっかくこんなに温泉があって、インバウンドでにぎわっているところもありますけれどもそうでない旅館もございますから、そこに修学旅行みたいにして県内の宿泊体験するんだと、自分たちでお布団を引いたり、掃除をしたり、そして配膳を手伝ったり、こういうことだってあるんじゃないですか。

ぜひ観光文化スポーツ部なんかとあれして、もう経済潤いますよ、本当に。山形県でこういうことを子供にやっているなんて言ったらね、すごく全国で話題になりますし、温泉文化もにぎわいますし、注目されると思います。

ですから、まず教育長は教育のトップですから、現場の意見をよく聴いて、先生たちが本当に学校現場で疲労困憊しないようにしっかりとお願いをして質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○能登委員長 五十嵐智洋委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 零分 閉 会